

平成27年加美町議会第4回定例会会議録第1号

平成27年12月9日(水曜日)

---

出席議員(19名)

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	木村哲夫君	10番	三浦英典君
11番	沼田雄哉君	12番	一條寛君
13番	高橋源吉君	14番	工藤清悦君
15番	伊藤淳君	16番	伊藤信行君
18番	米木正二君	19番	佐藤善一君
20番	下山孝雄君		

---

欠席議員(なし)

欠員(1名)

17番

---

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	吉田恵君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	下山茂君
会計管理者兼会計課長	田中正志君
危機管理室長	熊谷和寿君
企画財政課長	高橋洋君
協働のまちづくり推進課長	鎌田良一君
町民課長	小川哲夫君
税務課長	今野伸悦君

特別徴収対策室長	伊藤順子君
農林課長	早坂雄幸君
農業振興対策室長	今野仁一君
森林整備対策室長	内海悟君
商工観光課長	遠藤肇君
ひと・しごと支援室長	三浦守男君
建設課長	田中壽巳君
保健福祉課長	佐藤敬君
子育て支援室長	武田守義君
地域包括支援センター所長	猪股和代君
上下水道課長	長沼哲君
小野田支所長	早坂安美君
宮崎支所長	佐藤鉄郎君
総務課長補佐	川熊裕二君
教育長	早坂家一君
教育総務課長	猪股清信君
生涯学習課長	和田幸蔵君
農業委員会長	我孫子武二君
農業委員会事務局長	工藤義則君
代表監査委員	小山元子君

---

事務局職員出席者

事務局長	二瓶栄悦君
次長	内海茂君
主幹兼総務係長	今野典子君
議事調査係長	後藤崇史君

---

議事日程 第1号

第1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

午前10時00分 開会・開議

○議長（下山孝雄君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年加美町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長の諸般の報告につきましては、プリントにて配付いたしております。ごらんいただきたいと思ひます。

町長の行政報告につきましては、お手元に配付のとおり文書で報告がありましたので、ごらんいただきたいと思ひます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（下山孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番伊藤由子さん、9番木村哲夫君を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（下山孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、議会運営委員会から答申がありましたとおり、本日から12月18日までの10日間といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は12月18日までの10日間と決定いたしました。

---

#### 日程第3 一般質問

○議長（下山孝雄君） 日程第3、一般質問を行います。

一般質問の順序は、通告のあった順序で行います。

それでは、通告1番、9番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願ひます。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告どおり3問行いたいと思います。

初めてトップで質問させていただきますので、きょうは一生懸命やらさせていただきます。

それで、指定廃棄物の問題については、同僚議員が同じような質問を私を含めて5人やるということで、できるだけかぶらないように配慮をしながら質問をさせていただきますので、町長のほうでも簡便、簡潔に回答いただけるとその後の進み具合もよくなりますのでよろしく願います。

初めに、指定廃棄物最終処分場について、指定廃棄物最終処分場建設候補地に選定されてから、間もなく2年になろうとしております。現在の状況と今後の対応について、日々報道などで刻々と情勢も変わっておりますが、5つの点についてお伺いいたします。

1つ目は、選定基準について、環境省と町の主張の相違点についてお伺いいたします。

2点目については、先日行われました有識者を含めた環境省と町の話し合いの内容について。

3点目は、宮城県の考え方について。

4点目は、住民団体と町の連携について。

5つ目は、今後の方向性と対応についてということでよろしく願います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。

大分寒くなってきました。お互い健康に留意して町民のために頑張ってくださいと思います。また、木村議員、初めてのトップバッターということで、ご本人もやや緊張しているように思いますが、私も簡便に的確な答弁に留意をしたいと思います。

まず、相違点ということであります。町と環境省の主張の相違点。町としましては、これまでも大きく3つの主張をしております。1つは、30度以上の傾斜地に当たるのではないかとということでございます。これは明らかにデータに基づけば30度以上の傾斜地が一部かかっているということ、さらに現在の候補地の支えている部分の傾斜が30度を超えているということ、明らかにこれは基準を満たしていないということでございます。ただ、その環境省においては、現在平らになっているから大丈夫なんだというふうな、大変乱暴な発言を繰り返しているわけであります。

また、面積につきましては、不足しているということを我々は主張しております。特に我々が主張してきたことは、平成25年の11月の11日の第4回の市町村長会議の中で、2.64ヘクター

ると、必要面積が2.64ヘクタールというふうに示されました。ところが、その10日後の11月21日に環境省が田代岳現地確認した際には、2.5ヘクタールとれるかどうかという確認を行ったというふうな回答を寄せているわけです。10日のうちに面積が変更したと。市町村長会議にも諮らずに勝手に一方的に面積を変更したということを我々は追求をしております。それに対して、環境省は8月末、平成25年の8月末時点の保管量をもとにして2.5ヘクタールという新たな面積を割り出したんだというふうな言い方をしておりました。我々はしからば8月末であれば、11月11日の第4回の会議のときにその数値を示して、必要面積は2.64ヘクタールではなく2.5ヘクタールであるということを示した上で現地確認をすべきじゃなかったかというふうな主張をいたしました。環境省からはタイムラグがあったと。情報のデータを整理するためのタイムラグがあったというふうな、全くこれは理屈にならない理屈を我々のほうに言ってきて、必要面積は確保できるんだということを環境省は主張しているわけであります。

3点目の水源、これについても県の水道水源特定保全地域であるということで、我々はこの安心等の地域理解がより得られやすい地域を選定するための評価項目、指標というこの趣旨に反していると。上流、ましてや水源は住民の安心・安全理解を得ることができない地域であるということを主張してきております。ましてや県指定の水源でありますので、到底これは理解の得られる場所ではないということを主張してきておりますけれども、環境省は水利点からの距離で判断したと。いわゆるその水利点から上流にさかのぼろうが、下流に下ろうが、離れていけば選ばれやすいと、ポイントが高くなって選ばれやすいというようなことを環境省は相変わらず主張しているということでございます。

次に、有識者を含めた環境省との話し合いの内容でございますが、10月29日に第1回目の意見交換会を行いました。このときには、環境省からは谷 和夫東京海洋大学教授が参加し、加美町からは大槻憲四郎先生、東北大学の名誉教授、地質学の先生にご出席をいただきました。私のほうから今申し上げたような急傾斜地であるとか、面積が不足しているとか、こういったことについてお話をし、強く白紙撤回を求めたところでございます。大槻先生のほうからは、国の候補地選定は完全な誤りであると。地層図や地すべり図などを示しながら、県内3候補地は全て地すべりが起こる可能性が高いと指摘されました。さらに、有識者会議の委員の中に地質学の専門家がないということも何度か指摘されました。さらに、この候補地の絞り込み、スクリーニングですね。これが全くこれは不十分だったというふうなこともお話しされました。さらに、3.11を教訓とし、事故が起こるという前提で、上流ではなく下流、川上ではなく川下に整備するのがこれは原則であるというふうなお話もされました。そもそも県有地ありきの選

定がこういった誤った選定結果となったということも話されておりました。

これに対して、環境省の幹部は、驚くような発言が幾つかあったわけでありますけれども、早急に処理を進める観点から、科学よりも行政事務を優先して進めたというふうな発言がありました。それと同じ意味ではあるんですが、使うのに支障のない国有地というところから出発しているんだと。さらに、これは科学の問題ではなく、物事を行政としてどう進めていくかということであると。さらに、地質上、災害上の安全の観点のスタートではないというふうな発言もされました。つまり、この安全性というものを無視し、行政上進めやすい方法で国有地ありきで進めてきたということ、環境省の幹部が発言をしたわけであります。

全くこういうふうな選定では、どこにつくられようと、どこが候補地になろうと、住民の理解を得ることはできないと。科学的な安全性が担保されない中でこの事業が進められるとは到底思えないというふうに思ったところであります。

また、第2回目、11月30日に谷教授が田代岳の視察を踏まえて意見交換がなされました。谷教授からは、岩質は非常に強いかたいというものではなく、一部風化したものも確認したが、地すべりを解明するためにはさらなる調査が必要であると、依然として詳細調査の実施を主張されたわけであります。一方、大槻先生からは、宮城県及び福島県内に存在する地すべり地域の現状を具体の数字を紹介しながら説明され、県内3候補地は科学的に不適地であると。よって、詳細調査を実施する必要はない。文献調査でそのことは明らかであると。リスクの観点からは、福島沿岸部、常磐線沿いが最適であるということをお話されました。私からも、全くこの選定が科学的な知見に基づかないずさんな選定であったと、よって詳細調査の必要もなければ、これは白紙撤回をすべきであるというふうな発言をさせていただきました。

また、この中で、もう1つ私驚いたのは、1回目のときに谷教授がこういうふうな発言をいたしました。「二ツ石ダムの場合には、ロック材、つまり非常にかたくて強い石材をとるための場所だったと聞いています」と。ところが、実際、東北農政局が作成した技術誌には、「原石山の材料は比重給水安定性の各物証値がロック材としての目安を満足していない」ということが書かれているわけですね。つまり、この谷教授はこういった文献をきちんと調べていないという、環境省から一方的な情報で発言しているということでありますから、文献調査がきちとなされていなかったということは、この発言一つとってみても明白であろうというふうに私は思っています。

宮城県の考え方ということでございますが、きのう、高橋 啓議員の初質問に対しまして、村井知事は「候補地に適さないと証明するためにも現地調査を受け入れるべきだ」という発言

をしたようでありますから、いまだに詳細調査を受け入れるべきであるという考えであることは明白であります。また、指定廃棄物を一時保管する農家の負担軽減のために、早急に処理する必要があるということもおっしゃっていたようでありますから、知事の考え方は依然として変わっていないと。宮城県に1カ所、指定廃棄物をつくるべきだというふうな考え方であろうというふうに思っております。ただ、当初から県外につくるべきだと思っていたというふうな発言をしてきたというふうな発言もしたようでありますので、知事の真意ははかり知れないところでございます。

いずれにいたしましても、きょうの河北新報に栗原市長の発言もありました。大和町長とも白紙撤回ということで臨みましょうということで意思確認もしております。私どもは次の会議、12月13日には3者そろって白紙撤回ということで臨みたいというふうに考えております。

住民団体と町の連携ということでありますけれども、これまで断固反対する会の高橋福継会長を先頭に、断固反対する会、そしてさらに町外の団体も山に入り、詳細調査を体を張って断固反対、調査阻止を貫いていただきました。ご高齢の方が多く、大変私も健康に心配をしたわけでありますけれども、本当に皆さん方には頭の下がる思いであります。当初は加美町の住民が中心でしたけれども、涌谷町、大崎市古川、あるいは栗原市、そして仙台市、各方面から駆けつけてくださったことは大変心強い限りであります。皆の思いは、このような処分場を孫や子のために何としてもつくらせるわけにはいかないと、この美しい自然、水、環境、農業、これを何としても守っていかなくちゃならないと、そういう思いで皆さんに集まっていただきました。今後とも断固反対する会初め、宮城連絡会に所属する団体などと連携を図りながら、白紙撤回、そしてやはり最終的には特措法、基本方針の見直しということを目標に連携をとってまいりたいというふうに思っております。

今後の方向性と対応ということでありますけれども、まずは先ほど申し上げた12月13日の市町村長会議、ここにおいて3町足並みをそろえて白紙撤回を訴えるということとしております。また、私のほうからは、新たな解決策について具体的に示していきたいというふうに思っております。この場では申し上げられませんが、私はやはり各県処分というこの基本方針、これを見直すべき時期であると、また、見直すことのできる環境が整いつつあるのではないかとこのように思いますので、そういった観点から発言をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ご配慮ありがとうございました。時間が少し余裕が出てきました。ありがとうございます。

再質問ということで、まず、選定基準についてですが、資料を用意してきました。局長、よろしくお願ひします。見えませんか。

10月13日に、第3回の環境省と考える指定廃棄物課題解決に向けたフォーラムということで、大崎市の古川商工会議所でフォーラムがありました。そちらに質問ということでこの資料を提示しました。先ほど町長が言われたとおり、2.64ヘクタールから2.5ヘクタールといひますか、突然のその面積変更、そして環境省が出してきた資料ですね。これをつくるために相当環境省は数字を根拠として埋め立て地の大きさ、焼却施設の面積、その仮置き場のということで、その条件を一つずつ検証しながら、これは今お示ししているのは環境省が施設の配置の例ということで出してきたものです。この内容であれば、環境省が言った面積に入ります。

ところが、こちらが実際の田代岳の候補地、これは環境省が出してきた、つまり町で出しているものよりもさらに大きい、つまり沈砂池、のり面のり尻まで含めた数値をいただいたものに入れました。ところが、まず大前提として、埋め立て地のこの部分なんですけれども、屋根をかけて壁を設けて風や雨、そういったものに対応するということで設定したと言っているんですが、かなり厳しいといひますか、この状態では実際作業はできないと思ひます。その部分を譲って、環境省がこのぐらひの面積とスペースということで入れても、防災用の沈砂池が37.7%しか入りません。つまり、この中には入りません。さらに、埋め立て地から掘り出したものを一時覆土仮置き場といひまして、土を置いておいて埋め込んだ後に戻す部分が4,100平方メートル必要です。そういった部分も全くありません。

そういったことで、面積があっても実際に入らないという現実をフォーラムで突きつけました。それで、まだその回答は当然ないんですけれども、環境省からコピーなり、それをいただきたいということで、これは提出しました。これで検討してくださいということでお話しして、議事録の中に「詳細調査の中で、実はこういった仮の設計、図面設計というものをやる予定になっております」といひことをお話しされました。これは全く話が逆です。当然、その建物をつくる場合にどのぐらひの敷地が必要かといひことをまず検証してから当然土地を買ひます。普通の場合ですね。それもきちんとしていないままに土地を決定する。まして、文献調査も詳細調査の一部だといひことを田代岳で来た環境省の方は言っておりました。ですから、現地に入るのだけが詳細調査ではないといひお話もありますので、全くその候補地になり得ない場所といひことで、詳細調査を受け入れるまでもない場所だといひことがこれではっきりわかった

と思います。町長、まずこの件について、感想をいただければと思いますが。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 10月29日の第1回の有識者を交えた意見交換会のときに、実は木村議員の発言を私も使わせていただきました。フォーラムで我が町の議員がこういうふうな発言をしていると、明らかに面積は不足しているのではないかというふうなお話をいたしました。

それに対して環境省は、その入り口付近の沈砂池を管理棟を建設する場所として活用するか、それから駐車スペースと言ったでしょうかね。そんなことを言って、可能であるというふうな発言をされたと記憶しております。ちょっと今、議事録を持ってきていませんので。言い逃れといたしますか、つじつま合わせをしたということなんです。

私、2回目の会のときにも面積不足のことについてはお話をいたしまして、実は加美町と、前総務課長とそれから当時の環境省の担当係長との電話でのやりとりというものをメモとして残してあるわけですがけれども、ここの中でも環境省の係長は「面積が足りないので一部切り土して広げる計画です」というような発言をしたり、これは2日にわたっての電話のやりとりですがけれども、「傾斜45度を含めて15度とみなしたもので、面積は削って広げる計画です」と、こういった発言をしているわけですね。

ですから、当初から環境省は面積が不足しているということをわかった上で指定したということは明らかであり、木村議員がおっしゃるとおり、到底つじつま合わせで面積がとれるとはいえ、国が計画している施設を建設することは不可能な場所であるというふうに私も感じております。理解しております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 一旦、モニターをストップしていただいてよろしいですか。

次に、宮城県の考え方という点で、先ほど町長のほうからもご紹介ありましたように、高橋啓県議の一般質問をきのう傍聴してまいりました。加美町民の方が約40数人傍聴いたしました。知事も傍聴席のほうに目をやりながら意識していたというふうに感じております。その中で、先ほど町長も言われたように、印象としては国の方針に従うしかないということと、国が安全と言っているから水道水源特定保全地域でも可能であり、条例に従って手続を進めるとか、あとは加美町も入って決めた市町村長会議の選定基準であるというお話、さらに問題をどんどん追求していくと全て詳細調査、そのための調査をするという言い逃れという印象もありました。そして、12月13日の環境省主催の市町村長会議で今後は決めるということが印象として残りました。

この件については先ほど町長からお話あったので割愛させていただきます。

次に、住民団体との町の連携ということで、断固反対する会、宮城県民連絡会の合同会議が12月1日ありました。加盟団体は、断固反対する会が当初からどんどんふえてまいりまして51団体、主な意見として、おもしろいなと思ったのは、田代岳から風船を飛ばすというお話をいただきました。つまり、放射能がどこまで届くといえますか、風に乗って行くのかと。風船に例えば何か表示をして、そういったことで訴えてはどうかというお話だったり、あと重要性という点では、連携とか団結が重要ではないかと。全県の問題として取り上げる。また、尾花沢市議会では全会一致で反対を可決したというお話もありました。また、この春までの期間、環境省が来ない間、多くの方々に知ってもらう必要があるので、学習会やPR活動や、また、多くの首長・議員への視察の案内をしてはどうかというお話、さらに希望の牧場ふくしま、この件については後ほど別の議員が質問されるので、こういう意見があったということでとどめさせていただきます。

そこで、町として何ができるのかということで思ったのは、その学習会やPR活動、そして首長・議員への視察の案内という点は、連携をとりながら可能ではないかと思えますけれども、町としてはどういった支援もしくはサポートが可能なのか、もしご意見ありましたらお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 1つ、話し合いをしていますのは、色麻町でまだ学習会といえますか、反対する会を催しておりませんので、これは色麻町でもぜひこれまでバツハホールで開催してきたような学者等を招いた断固反対する集会を開催しようということで、開催することでは合意していただいておりますので、年明けになろうかと思えますけれども開催をしてまいりたいと思っております。

また、先般の町村会の中で、ある町長から、恥ずかしながら自分も田代岳に行ったことがないと、3候補地に行ったことがないと。ここにいる首長たちは当事者以外は誰も行ったことはないのではないだろうか。これはやはり宮城県全体の問題として捉えるためには、そういったことも必要ではないかというふうな発言をしてくださった首長もいらっしゃいました。また、私のほうからも、ぜひこのことについては、町村会でも勉強しましょうと。有識者も交えて、招いて勉強いたしましょうというふうな提案もさせていただきました。

町としてできること、団体としてできること、さらに町がその団体をサポートする、あるいは一緒にできることというのがあるかと思えますので、今後とも意見を交わしながら、一緒

にこの問題の解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） ぜひともお願いしたいと思います。地区懇談会とか、さまざまところで町長が、標高600メートルのところはこの施設を埋めるんだけれども、地下何メートルかと。5メートル、15メートル、50メートルに対して、なかなかやはり認識がまだ皆さんないのかなと。町民の中にもですね。そういったことも感じておりますので、町内外の方がこの施設の状態やいかに危険であるか、そういったものを全県挙げて知っていく、そういった活動もぜひお願いしたいなと思います。

次の質問に移ります。

2つ目として、水害対策についてお伺いいたします。

平成27年9月の関東・東北豪雨、「台風18号による9.11大雨による被害」とも言うそうなんですけど、この対応について、4点について伺います。

1点目は、防災計画の進捗状況と避難場所について。

2点目は、消毒・清掃などの対応。

3点目は、被災住民への支援ということで、相談窓口や罹災・被災証明の発行、見舞金、補助金などについて。

4点目として、国・県への要望について、お伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、最初に、防災計画の進捗状況と避難場所についてのご質問にお答えいたします。

加美町は、防災計画を平成24年度、平成25年度2カ年にわたり、東北大学の島田先生に地域防災計画の見直しに関する契約を取り交わしまして、計画の策定、改定作業を進めているところでございます。東日本大震災による国の防災基本計画の改定、さらに宮城県の地域防災計画の検証と見直しを踏まえて、これらの詳細な情報の収集と分析に努めながら、減災を基本に中山間地域で積雪、寒冷地というふうな特性、地域特性も加味しながら、実効性のある計画となるように見直しをしているところでございます。また、策定義務とはなっていないんですけれども、原子力災害対策の計画、これ平成25年の12月の議会で伊藤由子議員から要請がありましたので、それも含めた策定ということで進めてきております。

ただ、おかれております。正直申し上げまして、おかれております。ご案内のとおり、1月20日ですね、平成26年1月20日に指定廃棄物処分場の候補地となってから、環境省とのさまざま

まなやりとり、これに関する対応がこの危機管理室ということにいたしましたものですから、なかなか人間的な問題もあり、防災計画の改定作業がこの指定廃棄物の最終処分場対策と並行してやっている関係で、予定よりもおくれしております。

ただ、この防災計画に関しましては、全編の原案の素案までは作成済みであります。全体にわたる文書の字句とか、確認校正、資料編の情報収集、そういったことについて、なかなか危機管理室だけではキャパとして難しいものですから、現在各課に照会をして確認作業を進めている状況にあります。この作業を終えた後、議員の皆様方にご説明をさせていただき、防災会議の開催をし、また、広くパブリックコメントも求め、最終的には防災会議でご承認をいただくことになっております。今年度中の策定を目途に現在作業を進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

また、避難場所についてでございます。現在、町では、各地区の公民館や教育施設を避難所あるいは避難場所と指定をしております。中新田地区は16施設、小野田地区は11施設、宮崎地区は15施設、計42施設となっております。さらに、3つの福祉センターを高齢者・障害者・妊婦等のための福祉避難所に指定をしております。全ての避難施設に発電機や照明施設等の防災備品を配備し、これらの維持管理を含め避難所の開設等々、施設で行うこととしておるわけがあります。

今回の台風18号による9.11大雨の際には、3つの福祉センターや地区公民館など8施設のほか、2つの地区で自主的に集会所を避難所として開設をしたところがございます。最大で272人が一時避難をされました。また、床上浸水の被害に遭われました城生前田地区の住民の方々、11世帯24人の方でありますけれども、復旧が長期にわたることから、9月11日から9月18日までの8日間、中新田の交流センターに移っていただきました。そのほか、2世帯お二人の方が高齢で、しかも足に障害を持っているということで、宮崎の特別養護老人ホームに短期入所していただいたということがございます。

次の消毒・清掃などの対応についてのご質問であります。

消毒につきましては、被害のあった城生前田地区、雑式の目地区については、災害直後に業者に発注し、水の引き始めました9月12日より消毒作業に入りました。消毒に使用した薬剤は、商品名はウイルスセイバーというんですが、安定型複合塩素剤でございます。水害等で下水の影響を受けた場所に対し、除菌・消臭のために使用されるものであります。この薬剤は、細菌の細胞膜等を酸化分解する殺菌作用で、ほとんどの細菌、ウイルスに効果があるとされております。また、町で消毒しない地区でも、水害の影響を受けた地区、世帯では、行政区長さんや

衛生組合長さんを通じて消毒剤、こちらはベンザルコニウムというものでありますけれども、これを配付したところでございます。

清掃につきましては、被害を受けたトイレは9月11日中に使用可能になるように清掃をした、清掃公社に依頼をして行ったところでございます。また、水に濡れ使えなくなった物品は、前田住宅東側の緑地を集積場所に指定し、集まったごみを分別し処分場に搬出したところであります。また、床上浸水した住宅は、町営、これは前田住宅の町営住宅であります。また、町営住宅、また、一般の住宅を問わず、畳や大きな家具は集積所まで運搬を行ったところでございます。くみ取りは111戸、畳約300畳、それから家具等の燃えるごみが11.8トン、家電等が0.6トン、不燃物2.6トンを処分したところでございます。

3点目の被害住民への支援、見舞金、補助金などについてのご質問ということであります。支援状況についてご説明いたします。

まず、罹災証明・被災証明の発行でございますが、罹災・被災証明の発行については、全世帯へお知らせの文書を配布するとともに、町のホームページにも掲載し、周知を図ったところであります。11月末時点で、罹災証明が18件、被災証明は30件の発行を行っております。罹災証明の発行に当たりましては、内閣府で示しております災害の被害認定基準及び災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき行うこととされておまして、町としましては被害認定の調査には1次調査、そして2次調査というものがあるわけでありまして、2次調査、1次調査に該当しませんでしたので、2次調査に基づき住家の被害程度を調査し、被害認定を行ったところであります。

見舞金についてでございます。今回の豪雨災害により、前田住宅及び周辺住民の方々を初め、鳴瀬広原地区などで床上浸水の被害報告を受けた25世帯の方へ、見舞金支給のお知らせを既に送付し、支給事務を進めております。また、税務課で発行する罹災証明書は、内閣府で示しております、先ほど申し上げたわけでありまして、認定基準をもとに発行をしているわけでありまして、家屋の床面積が100%水に浸った場合のみが床上浸水と判断されます。一部のみが床上に浸水した場合には床下浸水と判断されるため、見舞金支給の判定に時間を要したわけでありまして、一部でも町としては床上浸水した家屋も災害見舞金の対象とすることを決定しまして、先ほども申し上げましたように既にお知らせをし、手続を進めているということでございます。あすから口座振替によりまして支給をすることにしております。

また、補助金についてであります。町独自の制度を今回つくりました。今回の豪雨被害を受け、罹災証明を受けた住宅の補修を、既に行った世帯も含め、あるいはこれから補修する世

帯も含め、工事費が消費税を除いて5万円を超えることが条件となりますけれども、補修費の20%、最大20万円まで助成するということでもあります。他の自治体に比べて手厚く助成をしようというふうに考えておるところであります。また、宮城県町村会からの見舞金200万円を初め、全国の町村会などからもいただきました災害復興見舞金を財源として、この補助金制度を実施したいというふうに考えております。本定例会の補正予算につきましてもこの事業費に要する費用を計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

4点目であります、国・県への要望についてということでございます。

加美町を流れる河川で、水位周知河川として指定されているのは、1級河川鳴瀬川のみなんです。町としては、名蓋川、多田川、深川の3河川についても指定の要望協議を行っているところでもあります。また、昨日、一昨日でしょうか、木伏工業団地の協議会の代表の方もお見えになって、今回も3年前に引き続いて被害があったということで、町に対する要望書をお持ちになりましたので、ぜひ県に対しても要望書を出していただきたいと。それをもって再度県に対して要望してまいりたいというふうなお話もさせていただきましたが、そのような国への要望、また、県に対する要望をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） それでは、再質問をさせていただきます。

局長、モニターお願いします。

防災計画の策定作業に、改定作業ですか、についてなんです、まず、事情はよくわかります。さまざまな業務ということで、ただ、やはり今回水害もありまして、そういった経験も踏まえて早急な対応をお願いしたいという中で、2点ほど伺います。

島田先生と平成24年、平成25年の契約ということで、平成26年1月20日まではその作業をされていたのかなとは思いますが、この契約の状況はどのようになっているのか、また、防災会議等はこの間開催していたのか、その点お願いします。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをいたします。

先ほど町長からお話ありましたように、平成24年、平成25年にわたりまして、島田先生、町の防災アドバイザーを務めていただいておりますけれども、契約を取り交わして国の計画あるいは県の計画、それらの情報を収集していただきまして、町の防災計画にも反映していただく

ための作業をしていただきました。計画につきましては、国が示すとおり減災を基本とした計画になってございますし、また、地域特性、いろいろ先生も地区に入りましていろんな方から意見を聴取をしまして、その地域特性に応じた実効性のある計画ということで策定を進めていただいたところでございます。ただ、先ほど町長からもお話ありましたように、原子力災害対策編といったものも一昨年だったでしょうか、去年の……、ちょっと済みません。議会で要請を受けたと。本来策定義務がなかったわけでございますけれども、それらも初期対応といった観点で策定してはどうかというようなお話もございましたので、島田先生と協議をしまして、その辺も策定を進めていただいたところでございます。なお、その間の防災会議ということになりますけれども、平成26年3月に中間案を示しながら委員さんにご説明を申し上げ、こういった骨子でもって策定をしたいというようなことでご説明を1回開催している状況でございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） その次に、避難場所について質問します。

モニターに映し出していただいた、今回、田川の君ヶ袋堰と言ったらいいんでしょうか。決壊寸前になって議会等でも視察に行きましたけれども、避難準備があったということで、その場合にここの要するに袋行政区の避難の場合に、賀美石地区ですと賀美石地区公民館もしくはその学校近辺ということになるんですが、実際加美町の防災マップを見ますと、当然この辺はもう水害、さらにこの橋を渡ったとしても、孫沢地域も水が上がると。小泉橋を渡っても浸水地域ということで、ここの鳥屋ヶ崎橋なんですが、こちらのほうも現地を見ますとかなり老朽化も進んでいるということで、建設課のほうで確認した限りではその調査を行って12番目の順位ということで、平成32年ごろの予定としての着工と。そうすると、当然その決壊が起こっている川の橋の上を場合によっては暗闇の中を避難していくということよりも、地震と水害とさらに条件違うわけですので、水害のときは行政区を越えて、例えば小野田地区の避難所に行くとか、そういったその臨機応変の対応をして、この川とか水害のない部分から避難するというようなことも今後必要ではないかということで、防災計画をつくる上でその辺の再考もお願いしたいと思いますが、簡単に答弁をいただければ。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをいたします。

今、避難所に向かうところに鳥屋ヶ崎橋があるという話をいただきました。他の地区を見

まして、町の立地条件等々から、橋を渡って避難所に向かうというところが多々見られます。大事なことは、やはりその災害の状況を見て避難先を決定することになるかと思えます。したがって、その災害の状況、地震災あるいは豪雨災等々いろんな災害がございますけれども、その災害の状況に応じて避難先を決定すると。その際は、町でバリケードを行って通行止めをする、あるいは広報車、エリアメール等々でその避難先を指示をすると、変更するといったことが必要かと思っておりますので、その辺も含めまして防災計画に反映させていきたいと思えます。ご理解をお願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 局長、モニター閉じてお願いします。

時間が迫っていますので、消毒についてお伺いします。

薬剤について、先ほど町長から説明がありました。安定型複合塩素剤、ウイルスセイバーということで今回使ったわけですが、実際に城生前田地区で聞き取りをしました。散布の範囲が屋外、外だけですね、のみで、家の中は特にそういった処置はしていないということで、それぞれ自前で消石灰を振ったというお話も聞いておりますし、それと1回で大丈夫だったという根拠、予算としては2回分取ってありましたので、その辺。それと、他の自治体では水害時の衛生対策と消毒方法などのマニュアルとか、住民への説明資料とかが結構つくっているんですけども、そういった今後整備していく必要があるのではないかとということでお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町民課長。

○町民課長（小川哲夫君） 町民課長です。

まず、ウイルスセイバーというもので屋外を消毒いたしました。この本来、下水道の影響を受けた場所ではクレゾール石けん液というのが一番効果があるということでございました。その次に、消石灰なども水に溶かして乳石灰として使用すればいいんですけども、散布しただけでは効果が弱いということもわかりました。今回、被災直後に業者に発注いたしまして、業者に薬剤の指示まではいたしませんでした。それで、業者が適切な消毒薬として持ってきたものが安定型複合塩素剤というものでございました。その成分としては次亜塩素酸、便や吐物を感染経路とする食中毒などに効くと。あとは苛性ソーダ、ふん尿に対する消毒効果、炭酸ソーダ、アルカリ性でウイルスを死滅させる。そのような成分のものの薬剤となっております。ただ、感染経路の1つであるハエや蚊の駆除までは気づかずに、そこまでしなかったのが反省すべきでございます。

あとは1回で消毒を終わらせたということでございますけれども、消毒を行った地区で効果が思わしくない場合は、再度するつもりでございました。1週間程度、私たち町民課で現場に詰めておりましたけれども、感染症の発生あるいはにおいの訴えとかもなかったものですから、1回でやめました。

それから、3つ目のマニュアルということで、つくっておかなければいけないということなんですけれども、今回も衛生面のマニュアルはございませんでした。前任者との相談や職員が考えつく中での対応で、幸いにも感染症などが出なかったんですけれども、今後のために衛生マニュアルということ、水害時の防疫に対して、いつどのような時点でどのような消毒をするかというものを作成しておきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 時間が厳しいので、この部分についてはもう1点だけ最後、住民の方への支援を手際よく行うという必要があるかなと感じました。相当の課がそれぞれの立場で一生懸命やっけてはいただいているんですが、できれば今後エキスパートを育成するということで、職員の方をさまざまな今回関連したような部署に配置して、行く行くはそのワンストップでできるような職員の育成などをお願いできないかなと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今回反省すべき点多々ありますので、そういったことを踏まえて職員の専門的な知識を有する職員の養成というものもやはりこれはやっていかななくちゃならないだろうと思っておるところではあります。

○議長（下山孝雄君） 木村哲夫君。

○9番（木村哲夫君） 最後に、子ども議会を、11月19日に子ども議会が行われました。子どもたちに対する質問の感想とか、今後のまちづくりに生かせるという点で、町長、教育長にお伺いいたします。時間がないので、お伺いして終わりになると思いますので、最後に言いたかったんですが、ご理解とご協力をいただいた関係者の皆様に感謝を申し上げて、私の質問は終わりとさせていただきますので、あと感想のほうをよろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員の皆様方のご努力のおかげで、第1回目の子ども議会、開催することができました。また、小学校の先生方にも多大なるご協力をいただきました。感謝したいと思っております。

子どもたち、大変立派な子ども議員ぶりだったというふうに思っております。将来、あの中

からこの町を支えていく、リードしていく人材が出てくるんだらうというふうな思いもしたところであります。また、指定廃棄物最終処分場の町の対応に対して、家族で応援していますと、そんな発言もあり、私も大変勇気づけられたところでございます。

子どもたちが多岐にわたって質問して下さったわけでありますけれども、今後、町の政策に取り入れられるべきもの、取り入れるべきものもあったというふうに思っております。特に感じたことは、子どもたちから、こども公園の整備についての要望が数多く寄せられました。これは保護者からも安心して一日遊べるような公園を整備してほしいというふうな要望が来ておりますので、ぜひ子どもたちのアイデアを取り入れて、また、保護者の方々の声も反映させながら、子どもたちが安心して遊べる公園の整備に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長の早坂です。よろしくお願いいたします。

ただいま木村議員のほうから質問がありましたので、手短にお答えしたいと思います。

今回初めての開催となりました加美町未来・夢子ども議会、本当にこの議会は子どもたちにとっては模擬議会の体験を通して議会の仕組みを知ることができたりとか、あるいはまちづくりへの関心を高めることができたんじゃないかなと、非常に有意義であったなというふうに本当に思っております。

あと、子どもたちの質問につきましては、子どもの視点から見た学校生活への提言、あるいはそのまちづくりへの要望、提言などがありまして、本当に鋭いものがたくさんあったなと思っております。特に、インターネットへの接続制限とか、それから教室への冷房、これらについては我々も感じているところでありましたので、本当に素直な気持ちで同感するものがありまして、教育行政に携わる者として子どもたちから背中を押してもらったなというふうに改めて感じております。ただ、その中で、校舎の雨漏り対策、これ指摘されましたことは、本当にまことに遺憾であり残念だなと。これまでも施設の維持修繕につきましては、学校と連絡を取り合って管理してまいったわけなんですけれども、今後より迅速な報告、連絡、相談の体制を構築して、やはり子どもたちが安心して学校生活を送れるような対応を進めてまいりたいなというふうに思っております。特に、教育委員会としましては、学校の施設設備に関する子どもたちからの要望、提言等が随分ありましたので、少しでも実現できるように努力してまいりたいなというふうに思っております。

あとそれから、子どもたちからの質問を受けて感じたことなんですが、町内には大変すばらしい設備がたくさんあります。ただ、まだまだ子どもたちあるいは保護者の方に知られていない部分があるのかなということを感じましたので、今後、学校あるいは保護者との連携をより密にしまして、施設の紹介とか、あるいは利用情報の提供などをさらに工夫して、子どもたちにとって気軽に施設を利用できるような環境づくりに努めてまいりたいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 時間ぴったりだね。

以上をもちまして、9番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩といたします。11時15分まで。

午前11時03分 休憩

---

午前11時16分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ会議を開きます。

通告2番、12番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔12番 一條 寛君 登壇〕

○12番（一條 寛君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。

1 問目は、指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回についてであります。

村井知事は、10月中旬に、市町村会議が了承したとする枠組みでの指定廃棄物の処理が難しいと判断されたかどうか、調査が越年なら市町村長会議を開いて白紙で議論することを検討したいとの意向を示されました。その後、我が町の断固反対する会の皆様を中心に、町民の皆様の自分の生活をも犠牲にした体を張っての抗議運動により、調査が越年となりました。そして、今月13日には、市町村長会議が開かれるようであります。前回の反省を踏まえて開催されるべきと考えます。そこで、次の3点について伺います。

1 点目、3カ所の候補地は、環境省、知事、市町村長の認識の共有がないまま、詳細な調査をすることなく決められたように思いますが、町長は市町村長会議をどのように総括しておられるか、伺います。

2 点目、市町村長会議を開くとの知事の判断をどう思われますか。

3 点目は、市町村長会議にどのような姿勢で臨まれるか、お伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、一條 寛議員のご質問にお答えいたします。

指定廃棄物最終処分場白紙撤回に向けてのご質問でありました。

その中の第1点が、市町村長会議をどう総括されるかということでありました。

まず、この第1回目というのは、知事が、いわゆる県が主催した会議でありました。私はその中で、まずこの問題については議論すべきであると。今、多くの市町村が困っているのは、8,000ベクレル以下の処分であると。このことについても議論していくべきであるというふうなお話をさせていただいたんです。3回にわたってこういった発言をさせていただきましたけれども、残念ながら私の提案は取り入れていただくことができませんでした。ですから、第1回目から第2回目、第3回目と進んでいったわけでありましてけれども、この問題について議論をするということ、いわゆる8,000ベクレル以上についてどう処分することが一番適切なのかどうかということについて、あるいは特別措置法の問題、そして基本方針の問題、こういったことについて議論する、本音で議論する機会がないまま、昨年1月20日の候補地提示ということに至ったというふうに考えております。

また、昨年の8月ですね、8月4日だったでしょうか。開催された市町村長会議で、詳細調査の受け入れを宮城県の35市町村の総意と結論づけたわけでありましてけれども、これも前にお話ししたように、受け入れるべき、あるいは受け入れやむなしと話されたのは、わずか10の市町村の首長でありますので、決してこれも私は総意だというふうに結論づけたことはいかなるものかというふうに感じております。

ですから、十分やはり議論されなかったということですね。さらに、我々市町村長たちは、この問題に関しては皆知識が乏しいわけですから、やはり専門家を交えて勉強するとか、そういったことも含めて議論というものを私は十分すべきであったろうし、そういったところが欠けていた。また、国においても、本来候補地を提示する前に行うべき文献調査が著しくこれは欠けていたということも言えるだろうと思っています。そういったことが現在の状況を生み出しているのではないかとこのように思っております。

また、知事の判断についてどうかということでありましてけれども、確かに10月13日の記者会見においては、ことし中に現地調査が実現せず膠着状態のまま越年するならば、市町村長会議を開き、候補地の白紙撤回も含め議論したいといった趣旨の発言をされております。しかし、11月24日の記者会見では、「組織のリーダーが前面に立って住民を説得し、時に反対があっても前に進むという決断をしなければ下の者はついていけないので、政治のリーダーシップを求め

たい。県として国からお手伝いの要請があれば、協力は惜しまない」というふうな発言をしています。この発言はこれまでの発言と同じですね。いわゆる宮城県に最終処分場1カ所をつくるという前提の発言であるように思われます。

また、一方では、環境省で開催する市町村長会議において、市町村長の意見を聞いた上で県の対応を考えたいとも発言をしておりますので、恐らく知事としては12月13日の市町村長会議の中でどういった意見が出るかということでもって判断をするのかなというふうに思っているところであります。ですから、大きな鍵を握る、今回の市町村長会議は大きな鍵を握るものというふうに考えております。

また、その市町村長会議でありますけれども、どのような態度で姿勢で臨むかというご質問でありましたけれども、先ほど木村議員にもお話をしましたが、やはりまずは3候補地ともこれは科学的に見て不適地であるということですね。さらに、加美町については候補地の要件を満たしていない。ですから、これは白紙撤回をすべきであると。その上で、どのように現在県内にある指定廃棄物の処分をすべきかということ、具体的に解決策も示していきたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、その解決策というものは、大事なことは新たな被害者を出さない解決策ということが私は大事だと思っております。宮城県どこにできようとも、その地域に大きな被害がもたらされますし、また、宮城県全体にも風評被害という被害がもたらされることはこれ明白でありますので、そういった被害を出さない解決策というものを提案させていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、町長から本音で議論ができなかった、議論がされなかったというような答弁がありましたけれども、本当にこの環境省が示された、環境省が今、検討している案に固守しているように思われますけれども、まず1回目の市町村長会議で焼却処分でもいいのかどうか、焼却処分で濃縮していいのかどうかと、当然そういう議論もされなかったのかなとは思いますが、あと町長も最近国有地ありきではだめなのではないかと言われておりますけれども、その前の会議の中でもこの国有地、民有地も活用すべきとかということで市町村長の中で大きな議論はされなかったのかどうか。まずこの辺、まずこの2点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しあげましたように、第1回目の会議の中で、私が三度にわた

って時間をかけて議論すべきであるというふうな提案をしたわけでありましてけれども、全くこの提案には耳をかしていただけなかった。実は、ある首長は、これは福島につくるべきじゃないかというふうな発言をされた方もいましたけれども、いずれにしてもそういった発言も取り入れられずに、まずこれは宮城県に最終処分場を1カ所つくるのだという大前提での話し合い、そしてその中で国有地ということが環境省からも提案され、加えて公有地も含めましょうというふうな話も出たわけでありましてけれども、ですから初めから国有地ありき、そして宮城県に1カ所処分場ありきということでありましたので、我々首長も自由な意見、本音を述べることが2回目以降はなかなかできなかったというのが現実でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 基本的に本音で議論できなかったということで、次のことも大体そうだと思うんですけども、有識者会議が6つの選定基準を示された中で、集落から離れたところ、水源から離れたところという、この考え方でいくと、どうしても山の上というか、そういう奥羽山脈沿いという形にならざるを得ないのかなと、こう直感的には思うんですけども、やはりこういう施設をつくるときは、最近の大槻教授の話なんかでも、やはり風上、川上よりも風下、川下につくるのが基本的な考え方だろうと。この辺がまず議論されなかったのかどうかと。

また、結局、住民の理解がなければできないわけでありまして、やはり住民の理解が得られそうなところにまず、どうしてもこの焼却処分で環境省の言う形でやろうとするのであれば、やはり理解が得られやすいところ、端的に言いますとやはり今、大量に保管している地域であれば、ないところよりは理解されやすいのかなと素人的には考えますけれども、そんな議論はどうだったのか、まず確認したいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 水源について質問した町長もおりました。市長だったですね。これについては、国は安全な施設であるということの一点張りでありました。ただ、大槻教授もおっしゃっているように、これは絶対安全という施設はないわけですから、これは我々が3.11から学んだ教訓ですので、事故は起こるという前提で、起こった場合にその被害を最小にとどめるということを考えなければならない。そのためにはやはり風下、川下というのが私も大原則だろうと思います。ただ、そういった水源についての意見を述べた町長、市長に対しても、安全であるということだけで真剣にそのことについて議論をすることがなかったということでございます。ですから、非常に矛盾はしているんですね。その危険な地域は避けると言っておきなが

ら、国がつくる最終処分場については安全な施設なんだと。ですから、水源でも構わないんだと、そういった乱暴な論理で終始しているということですね。そういうことでございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） あと、参加されている市町村長さんたちにおきましても、基本的には自分の町に来なければいいんだというそういう考え方で、本当にどこまでこの問題、真剣に議論されたのかどうか、参加していないのでわかりませんが、国有地となれば、全部の町に国有地があるのかどうかわかりませんが、ない町にとってはほぼ自分の町には来ないという判断になりますし、あと知事がいろんな意見の中でも我が町は外れるだろうとかという推測された町長さんなんか、市町村長さんもおられたと思うので、この辺本当に自分のこととして県全体のこととして捉えられていたのかどうか、ちょっと疑問に思うのであるんですけども、どんな雰囲気だったのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 首長によって温度差があったとは思いますが。実際、毎回首長が出席したわけではありません。代理が出てきた自治体も少なからずありました。全く意見を言わない首長さんたちもそれは少なからずおりました。それぞれ状況が違いますので、なかなか皆が同じ思いでということは難しかったのかなというふうには感じています。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今までのお話の中から、町長はこの市町村長会議の進め方、また、結論の出し方も含めて誤りがあったとか、間違いがあったと思われてきたと思うんですけども、もっと以前に市町村長会議のやり直し、なかなか当事者として言い出しにくかった部分もあると思いますけれども、もっと早くから市町村長会議のやり直しを提案することによって白紙撤回への道筋をつけるべきでなかったかなと思いますけれども、この辺はどうでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私がそういうことを提案をして、35市町村の中の一町長として発言をして、この議論がやり直しになったとお思いでしょうか。可能だったとお思いでしょうか。先ほど申し上げたように、三度にわたって私、第1回目のときに三度にわたって、これは急ぐべきじゃないと、きちんと議論すべきだということを私は三度にわたって申し上げたんです。しかし、聞き入れられなかった。もう宮城県に1カ所つくるという前提でこの会議が進んでいったわけです。ですから、途中でその流れをとめる、やり直しをするということは、大変これは困難なことであります。昨年8月4日の市町村長会議のとき、私は、一度立ちどまって、そして

冷静に考えるべきであると、もう一度私は原点に戻って考え直すべきだというふうな発言をいたしました。しかし、ある市長からは、今になってその逆戻りするわけにはいかないと、このまま前に進めるべきだというふうな発言もあり、結果的には詳細調査を受け入れることを市町村長会議の総意とされたわけでありますけれども、ですからそういった試みはしてこなかったわけではありません。しかし、なかなかそのようにはならなかったということでございます。私なりにそういった努力はしたつもりではおります。

○議長（下山孝雄君） 一様 寛君。

○12番（一様 寛君） なかなか難しかったとは思いますが、折に触れて市町村長会議のやり直しの情報発信と、また、ほかの市町村長さん方への働きかけ等はあってもよかったのではないかなと思っていましたので、そんなことを申しました。

次に、終わったことをここで幾ら議論しても始まらない部分もありますけれども、今度開かれる市町村長会議におきましては、結局1回目の反省を踏まえて徹底的なやはり本音での議論から始めないと、どういう処分方法にしたとしてもまた行き詰まるのではないかと思うので、やはりみんなが本当に一致して納得できるような形にすべきじゃないかと思います。先ほど答弁からも栗原市、大和町と共同歩調で白紙撤回という形に向けて意思統一というか、できているというお話ありましたけれども、それ以外の市町村長へのこの猪股町長、我が町の考え方等において共有してもらおうという働きかけ等はされているかどうか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど一様議員から、他の市町村長への働きかけをしてほしかったというふうなお話がありましたけれども、当然これはずっとしてきています。先日の町村長会議の中で、白紙撤回という声が大分多かったです。隣の色麻町長が驚きまして、「いや、加美町長がみんなに攻撃されるのかと思ったら、違うんだね」ということをおっしゃったぐらい、実はかなりの町村長たちから、これは白紙撤回をすべきだと、別の方法を講ずるべきだという意見が数多く出されたわけですね。ですから、これまで加美町が主張し、さらに個人的にも首長たちに話をしてきたことがだんだん浸透してきているんだろうというふうに思っております。いつ、誰にどうしたということは、そんなことは当然言うべきこともないわけですが、努力はしてきているつもりであります。

そういうことで、今回3候補地とも恐らくは足並みをそろえて候補地の白紙撤回あるいは返上というふうな意見も市町村長会議の場で申し上げることになるだろうと思います。また、それに賛同してくださる首長たちも少なからずいるだろうというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 特別措置法があるわけではありますけれども、それにのっとって計画と  
いうか、立ち上がっているというか、環境省が考えているのは、今、栃木県と宮城県、福島県  
は民有地での事業がのりそうでありましてありますけれども、ほかの千葉県と茨城県でしょうか。あとど  
こですか、群馬県ですか、では全く動きがないわけでありましてありますけれども、特別措置法があるか  
らといって必ず事業化しなきゃいけないものかどうか。特別措置法の性格というか、法律って  
よく詳しくはわからないですけれども、若干聞くと罰則規定も何もついていないみたいですので、  
必ずいつまでこれで事業をしなきゃいけないというものがあるのかどうか、ちょっと確認  
させていただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 福島県はこれは他の5県とは全く状況が異なりますから、最終処分場の  
性格も違います。ですから、並列に語ることはできないと思っております。5県の状況であり  
ますけれども、栃木県の塩谷町は一昨日、環境省に候補地の返上を申し入れて井上副大臣に面  
会したとのことです。栃木県の塩谷町については、9.11の際に候補地が冠水をしたわけですね。  
そうしますと、そもそも洪水危険箇所は除外するという事になっているわけですから、もう  
これは完全に除外対象ということですので。見形町長から電話がありまして、調べたところ、10年  
間のうち最低5回、候補地は水をかぶっているということですので、これは返上するの  
は当然のことでありまして、環境省恐らくはこれ以上強く出られないのではないかと私は思っ  
ております。千葉県については、市長は井上副大臣の就任の挨拶をも拒否して会っておりませ  
ん。市長、そして議会でも全会一致で反対の議決をしております。市民活動も盛んに反対を唱  
えております。ですから、千葉県についても指定はしたものの、環境省は全く動きがとれない  
という状況であります。群馬県、茨城県については全く市町村長会議も開かれないという状況  
でありますので、4県については動きがない、あるいはこれ以上の動きを環境省はとれないだ  
ろうというふうに思っております。

宮城県だけがこういった動きがあるわけでありましてありますけれども、私はやはり特別措置法ですね、  
この特別措置法の問題は、8,000ベクレル以上も8,000ベクレル以下も含めて東京電力が処理を  
しなくてもいいですよとしている点なんです。そして、8,000ベクレル以下については市町村  
で処分しなさいよと。そして、基本法に基づいて8,000ベクレルを超えるものについては、排  
出した都道府県で処理しなさいよというふうになっているわけですね。ですから、原因者、

排出者である東電の責任を問わずに、全て市町村や県にこの処分を押しつけているのがこの特別措置法であり、基本方針なわけです。こういった法律、基本法に基づいて万が一にも宮城県に最終処分場ができれば、こういった悪しき前例をひとたびつくってしまうならば、万が一またどこかで原発が再稼働し事故を起こした際に、また電力会社は免責され、周辺の被害地にまたこのごみを押しつけられると。最終処分場を押しつけられるということになるわけです。ですから、そういったことも考えるならば、決してこの特別措置法、基本法に基づいて宮城県に最終処分場をつくらせてはならないと。ですから、これは加美町のためだけではなく、宮城県のためだけでもなく、日本全体のこの原子力政策を考えた場合に、私はやはりこの特別措置法、基本方針というものは見直す必要があるだろうと思っています。震災直後につくられたものでありますので、状況が4年9カ月たち、大分変わっております。私は当然これは見直すべきだというふうに思っておりますので、そういった訴えも12月13日の市町村長会議では訴えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 12月13日の市町村長会議においては、市町村長が団結して環境省の考えを覆していただけるよう頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

では、次に、下水汚泥発電についてであります。

下水汚泥の処理に伴い、大量の温室効果ガスが排出されます。一方、下水汚泥は大きなエネルギーポテンシャルを有しております。町長は施政方針において、バイオマス発電の1つとして下水汚泥発電も検討する考えを示されました。これまでの検討状況と今後の進め方についてお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、下水汚泥を活用したバイオマス発電についてのご質問にお答えをしたいと思います。

加美町では、地域エネルギー調査というものを平成24年度から国の制度も活用し実施をしたところがございます。その結果、本町には食品廃棄物、畜産、家畜のふん尿、下水汚泥等利用可能なエネルギーが存在するという、豊富に存在するということが改めてわかったわけであり、議員がご指摘の下水道の汚泥も、現在は町外の業者に委託料を払って処理をしてもらっていると。それを堆肥化しているわけでありましてけれども、多額の経費を要しておりますので、ぜひこの下水道汚泥も活用したバイオマス発電に取り組んでまいりたいというふうに考えてい

るところであります。

これまでに申し上げた調査を踏まえ、総合的なエネルギー計画が必要と考えておりました、本定例会にもバイオマス産業都市構想策定に係る費用、所要の経費を計上しておりますけれども、ぜひ議員ご指摘のようにこの下水汚泥も活用したバイオマス発電、熱供給の取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

なお、このバイオマス産業都市構想でございますが、木質、そして先ほど申し上げた食品廃棄物、下水汚泥、畜産排泄物などの地域のバイオマスの原料ですね。さらに、町としましては、エネルギー作物の作付も行っていきたいというふうに思っておりますけれども、そういったものの収集、運搬、製造、そして利用までの経済性が担保されているということがこれは大事であります。そういったシステムを一貫したシステムを構築していくということでもあります。これを通して自然にやさしい、環境に配慮した、そして災害に強いまちづくりを進めてまいりたいというふうに思っております。

この国の認定審査の公募期間が毎年5月から7月でございますので、その時期に間に合うように計画を策定してまいりたいと思っております。この策定はおおむね10年間の計画でありまして、すぐ取り組む事業、5年以内に取り組む事業、そして10年以内に取り組む事業というふうな形で取り組みの計画をつくってまいりたいというふうに思っております。

最初に取り組む事業としましては、バイオマスガス発電ですね。食品残渣、それから下水汚泥、あるいは先ほど申し上げたエネルギー作物、こういったものを活用してバイオマスガスの発電、そして熱の供給、そういったことに取り組んでいきたいと思っておりますし、発電した電力は地域に供給する。あるいは熱も、例えば熱を利用してハウス栽培を行う。あるいは、この過程で液肥が出ますので、その液肥を稲作あるいは野菜づくり、あるいは今取り組み始めました葉草栽培、こういったことにも利用していきたいというふうに考えております。こういったことを通して環境保全型農業というものも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、下水汚泥を委託料を払って処理しているというお話、答弁いただきましたけれども、予算書、決算書を見ればわかるんだと思いますけれども、今どのくらい委託料を支払っているのか、お伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（長沼 哲君） 上下水道課長でございます。

脱水汚泥の処分費用としましては、中新田浄化センターで2,860万円、小野田浄化センターで430万円、宮崎浄化センターで270万円、合計約3,570万円が平成26年度の実績でございます。以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 下水汚泥からエネルギーを取り出す方法にはいろいろあるみたいですが、昇華ガスというか、メタンを取り出す方法とか、固形化して電力会社に売っているとか、そのほかガスでも炭化していく過程で出るガスを利用するとかという発電、取り出し方とか、またあと、今、町長の答弁で生ごみ、それから畜産のふん尿、そのほかいろんなし尿とか、浄化槽の汚泥も当然含まれるんだと思いますけれども、こういうものも含めてという町長の考え方ですと、これで今先進的にやっておられたのが石川県の珠洲市とか、今あとととんと少しづつ広がっているみたいですが、北海道北広島市、富山県黒部市とかと、町長の構想の中ではこのような今先進的にやっている町をモデルというか、考えておられるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。

具体的な計画につきましては今後ということになっておりますけれども、考え方としましては、今、議員さんおっしゃったとおり、先進地の事例を参考にやっていきたいと思っておりますし、実際ことしの10月から南三陸町でもこのバイオマス産業都市構想に基づいたバイオマスプラントも稼働を始めたので、そういった例を参考にしながら計画づくりをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） これを進める上で、どのくらい経費というか、資本の投入がかかるのかとか、どれだけ収益とか、具体的にまだいっていないのかもわからないですけども、どの辺まで調査進んでいるのかどうか、考えているのかどうか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。

その事業の規模とか、そういったことにつきましては、まだ試算はできておりません。先ほど町長が述べましたように、これからその具体的な構想の着手をしたいというふうに考えておりますので、その過程の中でどのくらいの規模でこういったことができるかということは今後

の計画に沿った形で試算をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 国の交付金制度の中に複合バイオマス受け入れ交付金制度という形で社会資本整備総合交付金というものがあるみたいですが、このようなものを活用してやられるという考え方でしょうか。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。

このバイオマス産業都市構想認定がないと、整備の補助金とかそういったものが受けられないということになりますので、当然その認定を受けましてそういった各種の補助事業を活用しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。このバイオマスの関係につきましては、採算性は太陽光とか風力から比べてなかなか厳しいものがあるということですが、町長が申し上げますようにエネルギーの地産地消ということから考えまして、非常にこの町に合ったシステムだというふうに考えておりますので、国の認定を受けまして補助事業を導入していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今、採算性がなかなか厳しいという答弁もありましたけれども、そういう観点からかどうか、ほかの市町村においては、この下水汚泥で発生するガスだけを民間に売却して発電をしてもらおうと。町に入る収入はその下水汚泥の売却収入だけで非常に少ないんだとは思いますが、リスクも少ないという、得る部分も少ないと思えますけれどもリスクも少ないということで、これを導入されている市町村も多いみたいですが、この辺のことも含めて採算性とかということも含めて検討されていくのかどうか、最後にお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これはさまざまな方式があると思っています。自治体が単独でやるというものもあるでしょう。それから、民間と共同してやるというものもあるでしょうし、それから民間が単独でこの事業を推進するというものもあるでしょう。今、南三陸町に来ました民間が単独でこれは取り組んでおります。もちろん町の協力があるわけでありまして、ですから、私は、採算性というもの、どれを捉えて採算性なのかということなんですけれども、私はこのバイオマス産業都市構想をつくり、国に認定をしていただき、一つ一つさまざまな取り

組み、バイオマスガス発電はその1つでありまして、そのほか木質バイオマスとか、あるいは今、菓葉の施設群の未利用の熱ですね。この熱の回収とか、さまざまなことにこれから取り組んでいきたい。そういったことを全て計画にのせるわけですけれども、トータルとして先ほど申し上げた、これを例えば液肥をさまざまな作物に利用していただくと。あるいは、熱をハウス栽培等に利用してもらおう。また、そういった中で薬草もこれも一緒になって、薬草にも液肥などの活用もしていく。トータルで取り組むことによって、私は十分町が取り組むメリットがあるというふうに思っておりますので。もちろん採算性ということは大事なことでありますし、それも先ほど申し上げたように民間が実施するというのもこれは可能でありますので、そういったことも含めて、持続可能な仕組みにしていかななくちゃならないわけですから、そういったことを大事に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） いろんな角度から検討されてほしいと思いますけれども、5月から7月が国への申請の期間ということでもありますけれども、これは平成28年に申請するというふうにお考えということで理解してよろしいのでしょうか。確認したいと思います。

○議長（下山孝雄君） 協働のまちづくり推進課長。

○協働のまちづくり推進課長（鎌田良一君） 協働のまちづくり推進課長、お答えいたします。  
平成28年度の認定に向けて申請をしたいというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） しっかり検討して前に進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に、若年層の自殺対策の強化について伺います。

自殺者総数が減少傾向にある中であって、若年層の自殺者の減少幅が他の年齢層に比べ小さいと言われ、若年層の自殺対策の強化が求められております。我が町においての若年層の自殺者の状況と今後の対策を伺います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、自殺者の対策について、お答えをさせていただきます。

自殺者の増加といえますのは、平成17年のリーマンショック以降ふえて、日本全国でも3万人を超えたというふう言われております。平成24年ごろから若干改善傾向が見られるものの、その後も高い水準が続いているということでもあります。平成26年では、2万5,427人が全国でお亡くなりになっているわけですが、そのうちの68%が男性と。さらに、15歳から39歳

までの働き盛りの人たちの死因の第1位が自殺ということになっておるわけです。年齢階層別ですと、各層で30%から50%程度なわけでありましてけれども、宮城県におきましては、平成25年が485人、平成26年が519人となっております。15歳から39歳までが149人で、全体の3割を超えているという状況であります。

加美町につきましては、平成20年に9人、平成21年に5人、平成22年が5人、平成23年が9人、そして平成24年、平成25年と4人ということになっております。平成26年はまだ公表されておりませんが、町の独自集計によりますと9人ということですから、9人から4人という幅で毎年自殺者が出ているということでございます。年齢別には、内訳は男性7人、女性2人ということで、全国の傾向そのままあらわしております。年齢別には20代が2人、30代が1人、40代、50代が1人、60代3人、80代1人ということで、60代が一番多くなっております。ですから、加美町を見た場合に、若年層の割合が高いとは言えないわけであります。

この国の分析によりますと、自殺者の75%が何らかの精神疾患を患っていたということでありまして、そのうちの半分が鬱病であるということでございます。この精神疾患あるいは鬱病の原因といいますのは大変複雑なものでして、ご承知の今占めているのは、1つということではなくてさまざまな要因が絡み合っって精神疾患を引き起こす、あるいは鬱病に罹患するということではございますが、町としましては現在さまざまな自殺予防対策というものを講じているわけでございます。1つとしましては、保健師の訪問活動や面接対応ですね。次に、年6回精神科専門医師によります心の健康相談日というものを設けて住民の心の悩み相談に応じているところでございます。また、以前に一條議員からご提案のあった心の体温計、これも現在ホームページに掲載しております、月に大体1,000件、100件ですかね。失礼しました。100件ほどのアクセスがあるということですので、大分ご利用いただいている方々がいらっしゃるんだろうというふうに思っております。また、相談窓口を不特定多数の方に知ってもらうためのステッカーの作成をしております。公共交通機関のほかに町内の企業、商店などにも配布をして、人の目に触れやすいところに張っていただいております。また、ティッシュを作成して、健診とか健康フェスティバル、そういうところで配らせていただいております。

また、先ほど申し上げた自殺者が多いこの鬱病の患者さんに対する対応でございますけれども、鬱病に対する対応でありますけれども、やはり正しい知識の普及啓発というものが大事であると考えておりますので、心の健康づくりボランティアの養成、それから傾聴サロンの定期的な開催、さらに紙芝居を通して地区への普及活動なども実施をしております。広く心の健康

づくりの啓発に努めているところでございます。さらに、希望する学校や企業に対しまして、メンタルヘルスに関する出前健康講座、健康教育というものも開催しております。また、今年度新たに自殺予防ゲートキーパー養成講座というものを企画しているところでございます。こういった対策を通して、一人でも自殺者が生まれないように普及啓発活動、そしてケア、そういったものに努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今の自殺予防のために保健師による訪問面接、そして心の健康相談窓口を開催しているという答弁ありましたけれども、この心の健康相談窓口にはどのくらいの方が訪問し相談されているのか、お伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長でございます。

保健師のほうでは相談窓口というようなことで主に保健福祉課なり、あと小野田の福祉センター、宮崎の福祉センターという形で受付をしておりますが、相談等については広く精神相談という形になりますけれども、昨年249件ほど受付をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 自殺者の多くがかなりの部分が鬱病の方が多いという答弁ありましたけれども、この鬱病、そして原因となるのがアルコール依存症、そして統合失調症などと言われておりますけれども、今、これは有効な治療法があると言われております。そして、これらの精神疾患を早期に発見し、早期治療で死亡率が下げられるという形の中で、この相談窓口は大きな役目を果たしていると思うんですけれども、また、こういう状況になるさらなる原因として、失業だとか、倒産だとか、多重債務、そして長時間労働などの社会的要因でこのような精神疾患を引き起こしているということも考えられると思うので、この心の健康相談室に相談に来られた方にこれらのこの精神的な疾患じゃないその外的要因といいますか、なった部分での相談というか、関連する部分への相談とか、そちらのほうを紹介するというようなことはされているのかどうか。また、そういういろんな相談窓口あるので、この失業とか何かも無料職業相談とかとありますけれども、多重債務についてもありますけれども、このような連携といいますか、をされているのかどうか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長です。お答えします。

やはり相談に見える方については、複合的な要因というようなものがございます。一般にも言われておりますけれども、家庭問題であったり、あるいは勤務上の問題、あるいは健康上の問題、あとは経済的な問題というふうないろんな要因について複合的にあるんじゃないかと言われております。そういった中におきまして、相談に見えられた方に対しては、例えば多重債務を抱えている方については町でも消費者生活相談員という方もいらっしゃいますので、そうしたところへのご紹介、あるいは生活困窮であれば生活困窮の窓口が今度できていますので、そういったところへの紹介というようなことで、それぞれに合った形で紹介をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 自殺の原因かどうかあれですけれども、今、家族、地域のきずなが弱まりつつあって、誰でもが精神的な健康を損なう可能性がある時代になっているんだと思うんですけれども、この辺の家族とか地域のきずなを取り戻すといいますか、これを回復させるための何らかの施策というか、今までもやってきていますけれども、よりそういうものを強化する何らかを考えておられれば、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは総合的に取り組んできておるわけでありまして。ついきのう、医師会の先生方、歯科医師会の先生方と意見交換会をしたわけでありましてけれども、平成30年度までにこの地域包括ケアの仕組みをつくっていかなくちゃならないわけですね。先生からは、加美町はまだこの地域のきずなが残っていると。ですから、私としてはその地域包括ケアシステムをここで構築することは可能であると考えているというふうなお話がありました。

一方で昨年、悲しい出来事があったわけですね。これは介護疲れで、そしてみずから自殺なさったと。ですから、この自殺に関しては先ほどお話があったようなさまざまなこのストレス、外的な要因というのは非常に大きいわけですね。また、この環境の変化というものが、もちろん失業とか離婚とか、大事な人を失うとかと、こういった環境の変化というものも大きな要因になっているわけでありましてけれども、やはりこの包括ケアシステムを構築する上でも、いかに地域のきずなというものを土台にしてお互いに支え合っていく地域をつくっていくことだと思っております。そういった中で自殺の予防ということにもこれもつながっていくんだらうと思っておりますので、総合的にそういった地域の地域づくりといったものをしていきたいと思っておりますし、また、これは前にもお話ししたように、これからは町全体の人口ビジ

ョンというのはつくりました。総合戦略もつくりました。しかし、これからは各小学校区単位で自分たちの町を地域をどうしていくのかということをやはり話し合って地域づくりをやっていくということが大事だと思っておりますので、そういった中でさらにその地域のきずな、これはまちづくりの中には当然こういった福祉関係の要素もこれは入ってくるわけですから、自分たちの地域をどうやってみずから支えていくということが出来るかというふうな話し合いを通して、より地域のきずな、連携というものを深めていけるように、町としても取り組んでいきたい、あるいは支援していきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 先ほど町長から、ゲートキーパーの人材育成、養成というお話もありましたけれども、ゲートキーパーの役目といいますか、どのようなことをする人なのか、説明お願いしたいと思えますし、また、この養成には国の支援があるのかどうか、確認したいと思えます。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長でございます。

ゲートキーパーということで、余り聞きなれない言葉でございます。言われておりますのは、自殺の危険を示すサインというようなものがよく言われております。そういったことに少しでも気づくように、また、適切な対応を図れるようにできる人というようなことの意味合いで、「命の門番」というふうにも言われているそうでございます。そうした少なからずそういったサイン等に気づけるような形でというようなことで、そういったものについて研修等を学んでいただければというようなこと、そういう人をふやしていきたいというようなことで、今年度3月ごろを予定しておりますけれども、研修会を予定をしているところでございます。

また、国のほうでもこういった自殺対策というようなことでの補助事業がございまして、こうしたゲートキーパーについても推進をしているということで、補助事業を活用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 話かわりますけれども、今月、12月1日から50人以上の企業にストレスチェックの実施が義務づけられましたが、町というか、町職員の方にも実施しなきゃいけないみたいなことが書いていましたけれども、町としてはいつごろ、来年の11月何日までとかとは書いていましたけれども、実施されるのか。それからあと、民間企業に対してはこのストレス

チェックはどのような形でどこが働きかけて実施してもらうようにするのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 総務課長。

○総務課長（下山 茂君） 総務課長、お答えいたします。

この労働安全衛生法ですね、議員のおっしゃるとおり、それに伴う改正が行われまして、ストレスチェックというものを労働者が50人以上の事業者については必ずやらなさいと。これも1年に1回実施して、そのストレスチェックの項目に沿って指導をしながら、最終的には国のほうに報告するというような義務が生じてまいりました。

それで、町のほうでも衛生委員会がございます。その中でこの話も検討させていただきました。産業医の先生ともいろいろ相談したんですが、基本的に来年の11月までにまず1回、町職員を対象にしてしなければならないということで、その委託先も含めて今検討しているところでございまして、平成28年度中には全職員を対象にこのストレスチェックをさせていただくということで、新年度の予算にもその辺を検討して予算計上させていただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤 敬君） 保健福祉課長でございます。

労働安全衛生法に基づくストレスチェックについての民間へというようなことでございますけれども、法律上で規定をされて出てきているということもありますが、またあと、今、総務課長からありましたが、町が衛生委員会を置いておると同じように、各企業においても産業医を置きまして衛生委員会的なものを実施をしております。そういった中でご検討いただくというようなことになるかと思ひますけれども、町としましてもこういうふうな法改正があつてこういうことをしなきゃならないというようなことのお知らせ的な部分はやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 自殺に追い込まれる危険は誰にでも起こり得る危機で、そのような状況になった場合は誰かに支援を求めることが社会の共通認識となることを普及させていくことが自殺予防にとっては大事だと思いますので、このような啓発活動も含めて自殺予防対策に取り組んでいただくことを要望して終わります。どうもありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、12番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、1時15分まで休憩いたします。

午後0時15分 休憩

---

午後1時15分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

通告3番、1番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 味上庄一郎君 登壇〕

○1番（味上庄一郎君） 議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきますが、私のために集まったわけではないと思いますけれども、非常に傍聴人が多いことに大変緊張いたしております。また、一般質問をさせていただく前に、今回一般質問をするに当たりまして、私に「余り町長を責めるような質問はしないほうがいいですよ」と、「自分にあと降りかかってくるから」という大変ありがたいアドバイスをいただきました。しかし、私は、議員としてどんな小さなことでも住民が疑問に思うこと、そういったことを町政に伝えるのが私たち政治家の役割だろうというふうに思っておりますので、町長にはご理解をいただきましてご答弁をいただきたいというふうに思います。

それでは、質問をさせていただきます。最終処分場問題についてということで質問をさせていただきます。

環境省の詳細調査の試みは、昨年引き続きことしの6月からも連日のように行われてきました。住民や各団体が組織する反対する会の皆様方の精神的苦痛はいかばかりかとはかり知れないものがございます。そこで、この問題解決に向けて、以下のような内容について質問いたします。

1つ目、特別措置法の改正に向けて、先ほども随分前のお二方の質問にもお答えいただいておりますが、どのような手法を用いていくのか、その具体策をお伺いいたします。

2つ目といたしまして、政治家としての町長が、この問題で果たすべき役割とは何か、町長の見解を伺います。

3つ目といたしまして、この問題について、10月に行われました県議会議員選挙で当選されました高橋県議とどのような連携を図っていかれるのか。昨日、県議会で高橋県議も一般質問されております。具体的な方策をお伺いいたします。

4つ目といたしまして、候補地の反対運動に対して、町の職員の派遣はどのように行われているのか。また、支出されている経費の詳細についてお伺いをいたします。

5つ目といたしまして、今後開催されるであろう、これは決まっておりますが、今度の日曜日であります。市町村長会議に向けて、どのように主張して行かれるのか。

この以上5点をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、味上議員のご質問にお答えをしたいと思います。

大分重複するところもあるわけでありましてけれども、きょうは民生委員さんもたくさんおいでですので、私も丁寧に、繰り返しになるかもしれませんが説明をさせていただきたいと思っております。決して誰も味上議員が私をいじめるというふうには思っていないと思っておりますから、遠慮なく質問していただいて結構だと思います。

まず、特別措置法の改正に向けて、どういった手法を用いていくのかということでありましてけれども、やはりこの特別措置法というものの問題点ですね。まず、この特別措置法は震災があって、4年9カ月前でありますけれども、その直後につくられた法律、そしてこの法律には見直し条項があるわけです。状況を踏まえて見直すと。ですから、将来見直すことを視野に入れてつくられた法律だということを我々は認識しなくてはならない。さらに、それに伴う基本方針にも見直し条項があります。ですから、金科玉条のごとくにこれは変えられないというふうなものではないというふうに私は考えております。また、4年9カ月たって状況が変わってきておりますので、私は特別措置法及び基本方針については見直すべきであるし、見直すことが可能になってきているというふうに思っております。

そもそも、先ほども一議員にもお答えしたように、この特別措置法という法律でもって電力会社は処分に関しては責任をとらなくてもいいですよ。そのかわり、8,000ベクレル以下は市町村で処分をなさいと。さらに、基本方針に基づいて、8,000ベクレルを超えるものは排出した、廃棄物が排出した都道府県で処分なさいとということで、その処分を市町村や各都道府県に押しつけているのがこの法律、そして基本方針でございますので、この排出者責任を免責して、被害者である我々に押しつける法律、基本方針、これは決して我々はそれに従うわけにはいかない。万が一、そういった法律のもとに、あるいは基本方針のもとに宮城県に処分場がつくられてしまうならば、将来日本全国に最終処分場がつくられかねない。ですから、これは決して許すわけにはいかないというふうに思っております。

しからば、この法律の改正に向けてどういう策を講じていったらよろしいかということでありますけれども、私は、まず5県では最終処分場をつくることは不可能であるということを示すことが大事だと思っております。先ほど申し上げましたように、栃木県においては塩谷町長が12月7日に井上環境副大臣のところを訪れて候補地を返上してきました。その理由としては、9月11日の豪雨でもって洪水の被害に遭ったと。よって、そもそも洪水の被害の危険場所は除外するという国の基準に基づいて、この場所は本来候補地としてなり得なかった場所であるということで返上してきたということでございます。環境省はこれ以上強く出ることができないだろうと私は思っています。さらに、千葉県については、市長初め市民含めてこれは反対をしております。私も千葉県には二度ほどお伺いして、皆さんの市民活動団体の前でお話をさせていただいたことがありますけれども、そういった市民活動も大変盛り上がっております。群馬県、茨城県については、これはしばらく会議そのもの、会議すら持たれていないということでございますので。

ですから、宮城県に最終処分場をつくることができないとなれば、これはいや応なしに特別措置法、そして基本方針の見直しをして、別の形での処分を国としても考えざるを得なくなるのではないかと思っております。ですから、宮城県の動向がこれは鍵を握っていると。とりわけ、この加美町、加美町がこのことに対してどう対応するかによって、対するかによって、これは大きく影響を与えるというふうに思っております。

ですから、私としては、町民の皆さんが議員おっしゃったように、本当に雨が降る中も、寒い中も、70歳、80歳の高齢の方々が毎日山に登ってきて、そして詳細調査を阻止してくださった。私はこの方々に心から感謝をするとともに、私もこれからもともに体を張って、まず詳細調査を阻止するという、それとやはりこれは知恵も使わなくちゃならないわけですから、2回有識者会議を、有識者を交えて意見交換会を開催したわけでありましてけれども、国のずさんな選定方法というものをこれは論理的に突いていくと。そして、選定が明らかにこれは誤りであったということを訴えていくということ、こういったことも行ってきたわけでありまして。もちろん塩谷町との連携も以前からずっと取り合っておるわけでありましてけれども、そういったことを通して特別措置法改正に向けた働きかけを住民団体、あるいは他の県の方々とも連携をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、2番目の政治家としての町長がこの問題に果たす役割ということでありましてけれども、私は端くれではありますが政治家と思っております。あえて政治家としての町長というふうな質問がどういう意味を持っているのか、私もわからないんですが、でも改めて政治家としての

町長というふうなご質問をいただきましたので、私もこの政治とは何なのかと、政治家とは何なのかということも実はいろいろと考えました。私もかつて政治学を学びましたものですから、その政治というものの、いろんな定義があるんですけども、一番わかりやすいのは、私はかつて全米の政治学学会の会長を務められたロバート・ダール氏の定義じゃないかと思っています。彼はこういうふうに言っているんですね。「人々が生きる上での一般的なルールをつくり、保存し、改定する活動、これが政治である」と。ですから、それに携わる人間が政治家であるということですね。まさしく今、この処分に関してのルールをつくらうとしている。あるいは、そのつくられたルールを改定しようとしているということですね。ですから、私はまさに政治家として、町長として、そのような取り組みを行っているということなんですね。

町長としての最大のこれ責務は、町民の命と暮らしを守ることですから。ですから、それが脅かされようとするれば、私は体を張ってでもそれを阻止するというのは、これは当然のことです。また、それと同時に、やはり加美町の主張、これはルールを変えるわけですから、そのためには加美町の主張を広く理解してもらおう努力が必要であるということですので、そのために先ほど申し上げたように、千葉県の市民団体に呼ばれば千葉県に、これは市民団体といえますか、弁護士会だったんですけども、千葉県に行き話をし、あるいは古川から呼ばれば古川、田尻から呼ばれば田尻、そういったところにも行って話をし。あるいは、ほかの首長たちのところにもお伺いして、加美町の意見をお伝えする。あるいは、町村会でも加美町の主張を皆さん方にお伝えする。そういった加美町の主張を広く理解していただく努力、こういったこともしてきていたわけです。これは一般町民でなくてやはり町長でなければできないことでもありますので、そういった役割を果たすための努力をしてまいったところがございます。

また、そういった行為、町長としての役割を果たす上で、実はこの政治にあっては言葉というのが非常に重要だと言われているんですね。ハンナ・アートレイという方はある書でもって、政治を「自己とは異なる他者に対して言語を使って働きかけ、統合する行為である」というふうに言っているんですね。ですから、この言語という言葉って非常に大事だというふうに認識しておりますので、私もこの言語を使い、そしてやはり言語で相手に対してきちっと意思を伝える。行動の変容を直すための働きかけをするというためには、やはり論理的にきちっとした根拠づけ、裏づけのもとにこれは発言をしていくということが大事なものですから、私なりにさまざまなことも学びながら、きちっとした根拠も示しながら、他の首長さんたちにもこれまでも、あるいは国に対しても話をし、働きかけをしてきているということがございます。

そういったことを通して、いわゆる政治の働きであるルールをつくる、あるいはルールを改定すると。そのための働きを、役割を担ってきておりますし、今後とも目的を果たすまでその努力を惜しまない覚悟であります。

また、3点目の新しく当選された高橋県議との連携ということでございますけれども、これはこの問題に限らずさまざまな形での連携をとっていく必要があると思っております。今回の質問、一般質問ですね、県議会における一般質問のときにも、若干のアドバイスはさせていただきましたけれども、これからもお互いに意見を交わしながら、情報を共有しながら、この問題の解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

ごめんなさい。失礼しました。（「4番ね」の声あり）はい。4番ありましたね。

それでは、最後ですね。4番の職員の関係でしたね。はい。

4点目の職員の派遣についてのご質問がありました。環境省はことしの8月28日から11月13日までの間に、詳細調査を22回試みております。私は議会の皆様初め区長さん方、断固反対する会の皆様方と一緒に、できる限り私も山に登り、阻止活動をしてきたところでございます。8月28日と8月31日の阻止活動では、町外から2日間で550の方が加わってくださいました。その後、台風18号に伴う豪雨によりまして町道長沼線が被災したため、環境省は9月中の詳細調査を見送りましたけれども、10月6日からは連日のように大崎市の岩堂沢ダムから田代の候補地に入ろうといたしました。このため、阻止活動に参加された方は、路幅が狭く未舗装となっている町道宮崎最上線、これを通って候補地に向かう必要がありました。また、田代キャンプ場から候補地へ向かう町道の一部が崩落している状況にありましたので、町としましては、阻止活動とあわせて参加される方々の安全確保も大事なことから、職員の皆さんに通常勤務の中で調整がつく範囲で各部署から一、二名程度の協力をお願いし、20名から25名の職員を現地に派遣をしたところであります。来ていただいておわかりのとおり、田代キャンプ場の駐車係であったり、あるいはご高齢の方々をそこから上まで送迎をするとか、さまざまなその安全を確保するための仕事を職員にはしていただいたということでございます。

次に、この職員の法的な根拠でございますけれども、まず我々は地方自治法に基づいて業務を行っております。この地方自治法におきましては、地方公共団体、市、町、県もですけれども、住民福祉の増進を図るということを基本方針として、これは役割を担うということになっておりますので、また、町はその財産を管理するという責務もありますから、そういった面からこれは職員を現地に派遣をしたと。また、地方公務員法というものでも我々は縛られておる

わけでありますが、全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務をするというふうにならされておりますので、先ほど申し上げたように町民の安全確保のため、全体の奉仕者として勤務をしたと。また、職員といいますのは、必ずこれは宣誓書に署名をして宣誓をした上で奉職するわけでありましてけれども、この中にも今申し上げたような全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することをかたく誓うという誓いをもって職員になり、仕事をしているわけです。こういった大原則に基づいて、職員は現地で業務に携わったということでございます。そういったことでもありますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

12月13日、今度の土曜日、市町村長会議が開催するわけでありましてけれども、これまでも申し上げたように、この会議には、まずは3候補地とも不適地であると。その根拠の1つとして、大槻憲四郎先生がおっしゃるその地すべり地帯危険箇所であるということでございます。そういったことをぜひこれは訴えたいと思っております。これはもともと栗原市長も地質学者の宮城先生という方にご協力いただいて、あの場所は地すべり地帯で不適地であるということを主張し続けてきているわけですから、同じ思いでこれは訴えることはできるだろうというふうに思っております。よって、この場所を白紙に戻すと、白紙に戻すべきであるということも3者そろってこれは訴えたいというふうに思っております。そして、その上で現実的な解決策、この場ではまだ申し上げません。当日、皆さんの前で申し上げようと思っておりますけれども、この具体的な解決策を示したいと。そして、そのためには法律の見直し、基本方針の見直しということが必要であるというふうな訴えをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（下山孝雄君） 町長、高橋県議との連携にも触れていただかないと。（「もう言いました」の声あり）そうですか。（「既にお答えしました」の声あり）済みません。はい。どうも済みませんです。味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 何か冒頭に余計なことを言いまして、町長も議長も慌てているのか、大変申しわけございません。

1つ確認をさせていただきますが、特別措置法の改正ということは、要はやはり県外処分というのが大前提だと思うんですが、先ほど12番の1議員の質問にも、3候補地ともに反対であり、ただ単に加美町のためだけではない。そして宮城県のためだけでもないと。国のための反対運動であるというふうに町長答弁されておりますが、12月2日の河北新報から、ずっと連日のように福島県で富岡町が最終処分場の受け入れ、それから檜葉町長はその搬送先の町長ということで、両町長が最終処分場の建設を容認するということが、新聞報道がなされました。

そして、12月5日に環境大臣に知事がこれを受け入れるということを伝達をいたしました。これも当然特別措置法にのっとった、福島県と宮城県では大分事情が違うとは申せ、特別措置法にのっとったこの決断であろうというふうに思っております。その中で、内堀知事は、宮城県など他県の処分計画が進んでいない状況を念頭に、各県内でも処理を国の責任で行うことを再確認したいということを述べております。これに対して、丸川環境大臣は、「方針を堅持し、責任を持って処理を進める」というふうに述べております。この丸川環境大臣の述べている件につきまして、町長のお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 現時点では、それ以外の環境大臣、丸川大臣の述べるべき考えはないのではないかというふうに思います。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） つまり、特別措置法の改正は大変な労力あるいは時間を要するのではないかというふうに私も思うんですけども、この富岡町の処分場の受け入れについて、やはり2つ目の質問でさせていただいた政治家としての町長の役割というところで、私が町長にお願いしたいのは、やはり県外、このことを言いますと非常に福島県民の感情を逆なでするようなことになると思うんですけども、日本で初めてできるとするこの最終処分場に、宮城県あるいは他の5県のそういったものもお願いできないものかどうか。そういった考えは町長にはございませんか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まずご理解いただきたいのは、富岡町につくる最終処分場と他の5県につくる最終処分場では性格が違うということです。ですから、他の5県のものでは富岡町最終処分場に持っていけるかという、これまた別物なんです。つまり、富岡町でつくる最終処分場は、10万ベクレル以下のものを処分する最終処分です。しかしながら、宮城県を含む他の5県につくろうとしている最終処分場は、上限ございません。ですから、宮城県のもでは例えば1万ベクレルのものを燃やせば30万ベクレルになるわけですから、そういった濃度のものも保管するのが宮城県初め5県につくる最終処分です。ですから、施設も異なります。管理型、富岡町につくるのは管理型、宮城県等々につくるのは遮蔽型という、ですからこれは同一に考えることはできないと思っています。

ただし、それはそれとして、私は今度の12月13日の会議では、県外、どことは今の時点では言いませんけれども、県外処分を含む具体的な実現可能性のある案を提案したいと思っております。

ます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） そのお考えをちょっとお聞きしたいところですが、12月13日までは口外できないということでございますので、ただ、やはりそういった動き、12月13日の市町村長会議に向けても、やはりこの2つ目の政治家としての町長が、まずは大崎1市4町の他の自治体の首長とこの問題をオール宮城で35市町村長みんなの首長さん方と一緒に、そして知事を先頭にこの特別措置法を改正させると、改正してもらいたいということをもまず訴えてもらいたいなど。12月13日ですね。ですから、大崎の伊藤市長初め、色麻町長、美里町長、涌谷町長、この方たちとの連携というのが非常に大事になってくるのではないかとこのように思うんですが、町長のお考えはいかがでしょう。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当然、さまざまな働きかけをしているわけです。これまでもしてきているわけです。35市町村が足並みをそろえるということは、そう簡単なことではないんですよ。みんな事情違いますから。大量に抱えている自治体もあるわけですから。そこはそこで農家から「いつまでここに置いておくんだ」というふうな突き上げもそれはあるでしょう。ですから、知事も含め35市町村長が足並みをそろえて特別措置法改正と、それは理想ですが、もちろんその理想に向けてこれまでもずっとやってきているわけです。ですから、12月13日にそうなれることが最もよろしいわけでありまして、そのための働きかけ、そのための当日の提案もさせていただきたいというふうに思っているわけです。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 町長、そういう動きは当然しているということではありますが、町長のお話を聞いていますと、それぞれ事情があるから全てには話できないというような内容にちょっと聞こえるんですけども、やはり登米市などは宮城県内で一番多くのその廃棄物を抱えているわけですから、登米の市長さんとかそういった方々、どのぐらいの首長さん方とそういったお話はできていますか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お話ができないとは言っていないです。足並みをそろえることは容易ではないということをお話ししたんですね。お話をしたからといって、じゃそうしましょうというふうに簡単になるというわけではないということなんです。それぞれの事情があります。あ

るいは、余り関心のない首長さんもそれはいらっしゃるでしょうし。ですから、そういうことですから、ですから私が何人中何人話をしましたとかということではなくて、できる限りさまざまな機会を通してこれはお話をしております。当然、先ほど申し上げたように町村会でもこれは皆さんの前でお話をし、個人的にもお話をしています。できるだけことはやっているつもりでございます。ですから、そういったことはこれからも12月13日で結論が出るというわけではないと私は思っています。これからもそういった働きかけはしてまいりたいと思っておりますし、12月13日には皆さん方が、皆さん方といいますが、多くの方が確かに加美町長の言うとおりにというふうにしていただけるような具体的な提案もさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） それこそがやはり町長の果たすべき、政治家として果たすべき役割だというふうに思います。先ほど今後どうするんだというご答弁もいただきましたが、10月の日経新聞の中で、これは沖縄とこの問題は全く次元の違う話だとは思いますが、沖縄の仲井真前知事のインタビュー記事が日本経済新聞に載っております。町長が先ほど理想とするその政治家像というものは伺いましたけれども、この中で仲井真前知事が、「ただ反対するのは市民運動である。知事が」、これは翁長知事を評して言っているんですけども、「知事が市民運動のリーダーシップをとるのは、行政の責任を放棄したのと同じである」というふうに言っております。この知事の考え方、町長どのようにお考えになりますか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） その前に、味上議員がどう思うか、私お聞きしたいところですけどもね、本来は。私は、ちょっとこれは仲井真前知事は民主主義というものを理解していないんだろうと思っています。まず、仲井真前知事は、移設反対を唱えてこれは当選した知事ですね。まさにそれが民意だったわけです。ですから、それを当選した後にかえると、受け入れ表明するということは、私は本来民主主義という精神からすると、これは正しい判断ではなかったというふうに思っています。

この、ただ反対するのは市民運動だということをおっしゃったということでもありますけれども、これはただ反対するということではないわけですね。当然これは沖縄であろうと、あるいは加美町であろうと、自分たちの暮らし、生命、財産を守るために、あるいは将来自分たちの子どもや孫たちのことも考えて反対しているわけです。沖縄の場合には、普天間基地がつけられたら、それはもう固定化されるでしょう。ご承知のとおり、かつては日本全国に米軍の基地

があちこちにあったわけですよ。婦女暴行等々さまざまな問題があって、地域の反対運動があって、そして日本本土の米軍基地が閉鎖されて、全てが沖縄に持っていかれた。ほとんどがですね。よって、その沖縄に全体の70数パーセントの基地が今、存在しているという状況でありますから、普天間基地移設が実現すれば、もう沖縄に米軍基地が固定されるというふうにそれは沖縄の方々は思い、反対するのはある意味ではこれは当然のことだと私は思っております。ですから、そういったことを批判するというのは、私は民主主義国家の首長として、私は疑問を感じるところであります。

また、この責任放棄という話なんですけれども、私は町民とともに前面に立って反対をしています。これは責任放棄をしないがためです。もし私が前面に立って断固反対する会の方々とともに阻止活動をせずに、国が詳細調査に入って1カ所に万が一加美町が、どこでもほかでもいいですよ。候補地に選ばれたら、どういう状況が生ずるでしょうか。栗原市長も自分のところに決まれば、加美町以上に反対すると言っておりますけれども。恐らくはこの地域であっても、大変なこれは反対活動が巻き起こることになるのではないのでしょうか。それこそ行政として、町長としての私は責任放棄だと思っております。ですから、加美町が、国が示した候補地の要件を満たしていないと、これは加美町独自で検証した結果なんです。わかったことです。ですから、まさに行政として、あるいは私はその長として、国が出した結論をきちんと検証すると。そして、検証した結果、国のずさんさを指摘し、そして国の詳細調査に対して断固反対をします。そのことによって、1カ所に詳細調査が行われて、1カ所に絞り込まれて起こり得る大混乱を避けるために、私はそういったことを行っているわけですね。ですから、私は詳細調査を受け入れた上で反対するというのは、ある意味ではこれは責任放棄につながりかねないと。そこではもう首長、行政は出る幕がないんですよ。1カ所に選ばれてしまったならば。候補地であることを認めることですから、詳細調査を受け入れるということは。1回行政がそれを認めてしまったら、1カ所に絞り込まれてからはもう市民の反対運動に委ねるしかないんです。それこそ責任放棄だろうというふうに思っております。それで、そんなことから、これまでも町民とともに断固反対する活動、阻止活動も行ってきたということでございます。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） ぜひとも来年の春にまたこのような反対運動、あの町民の皆さん方にさせないための努力というのは、もちろん町長も私たちも同じだというふうに思っております。議会でもやはり独自の環境省との話し合いであるとか、反対に向けたですね。そういったことも必要だというふうに思っております。

きょうの河北新報の1面にこれまた載っているんですけども、こちらは経済産業省の主催の記事が載っております。これで経済産業省の小林放射性廃棄物対策課長が申しておりますが、「日本でも処分地選定の長い道のりの第一歩として、科学的有望地を示したい」、つまりどういことがあったかといいますと、10月に東京で経産省が主催でやった核のごみの最終処分シンポジウムという中で、参加市民に示されたスウェーデンの地図が示されたわけです。まず、その地図で適地、不適地、恐らく不適地というような色分けをまず国民に対して示している。つまり、この問題は経産省では長い時間こういう選定作業にはかかるんだというふうに経産省では言っているわけですね。環境省においては、全く違う対応を今しているわけです。こういった矛盾点もやはり国に対して町長も私たちも主張していくべきであるというふうにも思うんですが、このことについて町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私はこのように申し上げます。一般の廃棄物の処分場建設であっても、通常10年はかかりますよ。それを100年、200年単位で安全に保管しなきゃならない指定廃棄物の最終処分場を、2年や3年でつくろうとすること自体が誤りではありませんかということをおっしゃっています。当然、経産省が言っているように、これは数年でつくれるなんていう代物ではない。やはり時間をかけて、まずは科学的に、科学的な根拠に基づいて候補地を示すということがこれは必須であろうと思います。今回は、科学的な根拠が全く薄弱で、まずは国有林、国有地と。そして、有識者の中には地質学者を一人も入れないと。そういったずさんな選定基準の設定、そして選定でありましたので、そのことについてはこれからも引き続き国には訴えていきたいと思っておりますし、やはりこの執行部と議会というのは車の両輪でありますので、ぜひ議会の皆さん方、味上議員にも白紙撤回に向けて、そして特別措置法の改正等に向けて、なお一層力をおかしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 当然、それは私たちの責務でもありますので、そのように進めていければというふうに思いますが、4番目にお伺いしました職員の件でありますけれども、先ほど午前の木村議員の質問で、町長いみじくも答弁されておりますけれども、防災計画の策定が処分場問題の影響でおくれているというふうにご答弁されております。危機管理室長でも結構ですけれども、危機管理室、どのぐらいの仕事量でその策定がおくれるぐらいのこの問題が影響しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 危機管理室長。

○危機管理室長（熊谷和寿君） 危機管理室長、お答えをさせていただきます。

防災計画の策定のおくれと、今、危機管理室で抱えている業務との関連ということでのご質問かと思いますが、現在危機管理室につきましては、職員5名でおりまして、私を含めて5名と。業務は消防、防災、それから交通安全、防犯と、それから放射能対策という業務を担っております。その中で防災計画の策定もやっておるわけですが、先ほど町長からもお話あったように、昨年1月20日に指定されて以来、環境省との交渉、あるいは関係者会談におけます資料等々、その辺を作成をいたしましたし、あるいは土日にかかわらず、行政区の皆さんの視察対応にも当たってきたということでもございます。変な言いわけになってございますけれども、そんな関係で本来やるべきその防災計画の策定が遅くなってしまったということもございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 本当に室長には膨大な仕事量の中でご苦労されているということはよくわかりますけれども、やはりこの防災計画が早期につくられるべきでありますし、昨年1月からその処分場の候補地として指定されて以来、その間にもやはりこのあいだの9月11日のような災害が起きるわけですから、これは処分場も当然大切な問題でありますけれども、町民の命を守るという点では、やはりこの防災計画を優先すべきと思います。

それで、町長、これはお願いなんですけれども、仕事量がやはり膨大であれば、職員の増員ということも当然考えなければならないのではないかというふうに思うんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長でございます。

危機管理室においては、環境省との一応連絡事項とか、電話でのやりとりもございまして、それからさまざまな抗議の環境省宛に送ったり、質問状をつくったりということもありますので、田代岳に行ってぶら下がり環境省がどんなことを話しているのか、どんなことを訴えようとしているのかとか、どんなことを記者の方たちにお話ししているのか、やはりそういう情報を持っていないと、そういう抗議もできませんし、質問もできません。ですから、危機管理室においては、この反対の活動、毎日行っていました。ほかの職員は行ける人が行くという形でございましたけれども、危機管理室は毎日行きました。

そして、今お話の防災計画、これは先ほど危機管理室長が申し上げたように、案はできているんです。風水編で300ページを超える大分なものなんです。これまでの計画は200ページちょ

つとです。ですから、100ページも分量がふえていますので、それほど何かコンサルに頼めば、コンサルが全部つくってくれたでしょう。でも、それはほかと余り変わりのないものになってしまうのではないかとということで、私たち自身が私たちの手でつくる防災計画にしたいということで、県に問い合わせをして県の紹介をいただいて、国の上級職で防災等をやってきて今、東北大学の先生となっておられる方をご紹介いただいて、その方と一緒につくってきました。そして、その方は、国とか県とかそういう非常に広い立場で町の防災計画はどうあるべきかというようなものをつくって、案としてつくってこられましたので、非常に分厚くなりましたので、それを今精査して、割愛できるところとか、そういうところを今進めているという状況です。ですから、今災害が起きた場合は、前の防災計画に基づいて行動しているという状況にあります。

そして、今お尋ねの職員数については、合併したときに、類似団体の地方公共団体に合わせた職員数にしようということで減員をしてきました。しかし、当初から2万7,000人とか、そういう町と合併することによってそういう人数になったところでは、やはり支所機能ですとか、そういうものがございますので、やはり他の類似団体と合わせた職員数では、味上議員のおっしゃるように職員数が足りなくなっているということもありますので、昨年からの職員の採用につきましてはこれまで4分の1ということをやめまして、必要な人員の確保ということで採用をしているところでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 危機管理室の職員の増員という点ではいかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 副町長。

○副町長（吉田 恵君） 副町長です。

先ほど危機管理室長が5名ということをお話しました。実は4名だったんですね、最初は。そこにこの防災計画も含めて1名を増員したんです。そうしたらこの問題が起きてしまって、そちらに忙殺されるような状況になってしまいました。そこで、この3月まで消防署長さんをされていた方を1人、再任用という形で雇用して、今、放射線とか、それからそういう検査とか、あるいは消防活動についていろいろと一緒に仕事をしていただいております。先ほど専門家のような方を養成してはどうかという9番議員のご質問もございましたので、それらも含めて来年度考えていきたいと、来年度に向けて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） とにかく、町を挙げてですし、それから役場も私たち議員も、先ほど町長が申しました両輪となってこの問題に対応していくということは、これは共通の認識として私も持っておりますし、これからも持ち続けてこの問題に向かっていきたいと思いますが、町長、最後に今度の12月13日に向けた決意というものを伺いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これまでも申し上げたとおりでございますので、やはりおかしいものはおかしいんですよ。誰が何と言おうと。そして、国の法律というのは1回決めたら変えられないものではないんです。法律の中にも見直し条項はあるわけですから。ですから、やはり4年9カ月がたって、この処分の本来のあり方、それを考える際に、やはりこの廃棄物の処分の大原則、これは一般廃棄物であれ、放射性廃棄物であれ、同じですね。やはり排出者が責任を持って処分をします。やはり私はこの原則を貫くべきだろうと。その原則に沿っていない、反している特別措置法、基本方針は、当然これは見直すべきだろうと。容易なことではないことはわかっておりますけれども、それに向けて取り組んでまいりたい。そういったことを今度の市町村長会でも申し上げたいとそう思っております。

○議長（下山孝雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 10分残っておりますので、もう一言だけ。やはり来年の春ですね、田代岳でああいった光景が見られないように、私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、町長も執行部の皆さんも協力よろしく願いまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして1番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。2時20分まで。

午後2時07分 休憩

---

午後2時20分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ会議を開きます。

通告4番、10番三浦英典君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 三浦英典君 登壇〕

○10番（三浦英典君） 最終処分場の町の重要な問題の後に、東山官衙遺跡という問題が非常に

大した問題でないように聞こえるかもしれませんが、これは皆さんのルーツにもかかわるお話でございますので、よろしくお話ししたいと思います。

これは平成11年に、宮崎町時代に国の重要指定文化財というか、指定されておまして、東山官衙遺跡は奈良・平安の同時代に律令国家の北の要衝としてつくられたものでありまして、碁盤の目状に区画された東西300メートル、南北250メートルの範囲で土塀に囲まれたというつくりをしておりました。南中央には南門という大きな門がありまして、間口57メートル、奥行き52メートルに政庁が置かれていたということでございます。西側には倉庫群が整然と配置されておりまして、これは8世紀前半につくられたものであり、約200年間存続したと考えられております。

これほどのものが今の鳥島地域の東側、山手に東山官衙遺跡として存在するわけでありましてけれども、なかなか地元賀美石の方、宮崎の方々には多少は知られてはおりますが、実際には加美町全体、加美郡を考えると、なかなか認知されてはいないのではないかとこのように思っております。この辺、町長にはこの間亡くなられました後藤佐市さんにお話があったと思うんですが、ぜひ地元の皆さんにもこの遺跡に光を当てたいということで、町長にもお話しされたことかと思っております。この辺の重要性の認識あるいは後藤佐市さんですね、公民館長、コミュニティの会長でもありましたわけで、ぜひその思いもいただいていることと思っておりますので、よろしくご見解をお願いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） このことは、指定廃棄物同様、大変私は重要な点だろうと思っておりますので、お答えをさせていただきます。

東山官衙遺跡につきましては、お元気だったころイタヘイさんからもいろんなお話を聞かせていただきました。いろんなものを見せていただきました。また、後藤前区長からも熱い思いをお伺いしておりました。大変貴重な遺跡だと私も認識しております。

また、この賀美石地区には、東山官衙遺跡のほかにも賀美石神社とか、これは郡内に3つしかない式内社のうちの1つでございますけれども、サイカチ、エノキといった名木などとか、本当に加美町が誇る文化財が数多く存在しているというふうに認識をしております。ことしの7月には、賀美石地区の有志の方々による「古代陸奥国都市賀美石を考える会」というものが設立されたということも聞いておりました。町としても、皆さん方が地域にある資源に光を当てて地域を活性化していこうと、こういった動きを支援をしてみたいと。あるいは、一緒

にこれは進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、そういった地域にある資源を活用して地域づくりをやっていく上で、やはり地域に住んでいる方々がその状況を正確に把握をするということ、まず地域にどんな資源があるのかということを見ずからが理解していく、する、あるいは発掘していくという、そういったことが一番大事なことなんだろうとっております。その上で、将来の地域づくりに地域の方々が主体的に取り組んでいくということ、これも大事なことだろうというふうに思っております。さらに、地域にある資源を活用してその地域の課題をどう解決していくかということも、地域の方々が主体になって取り組んでいくということ、これが大事なことだというふうに思っております。

加美町は今年度、町としての人口ビジョン、そして地方創生の総合戦略をつくらせていただきました。皆さん方のご協力をいただきまして、宮城県第1号でつくらせていただいたところでございます。次は、私は各小学校区単位でもって、それぞれのコミュニティのこれからの人口減少がどうなるのか、この減少を抑えるために地域の資源を活用してどういう取り組みをしていかなくちやならないのか、そういった小学校区単位での総合戦略、おらほの総合戦略といったものですね。こういったものにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、そのための仕組み、町としての支援、そういったものを現在検討しておりますので、ぜひ来年度から一斉にできるかどうか。後藤前区長さんとは、まずは賀美石から始めましょうというふうなお話もさせていただいていたところでもありますけれども、ぜひそういった取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

〔教育長 早坂家一君 登壇〕

○教育長（早坂家一君） 教育長の早坂です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、私のほうから、三浦議員から質問がありました東山官衙遺跡についてお話をしたいと思えます。

初めに、これまでの東山官衙遺跡に関する経緯について説明をしたいと思います。

本遺跡につきましては、昭和61年度から平成9年度、それから平成22年度から平成26年度で合わせて通算17年間にわたりまして、宮城県多賀城市調査研究所、それから町によりまして、発掘調査が実施されてまいりました。その結果、古代加美郡の中心的な役所としまして、その姿が明らかになりました。これらの調査成果によりますと、それらから遺跡の重要性が認めら

れまして、平成11年の1月28日、この日に国の指定史跡に登録されております。さらに、平成15年12月には、旧宮崎町から引き継ぎました東山官衙史跡公園整備事業、これを県に対して申請しまして、翌年の1月に認定されております。そして、平成17年10月から、この事業を進める上で最も重要となります保存管理策定委員会、この設置につきまして県の文化財保護課と協議をしましてまいりました。その結果、本遺跡の全容解明のためにさらに発掘調査が必要であると。そういう理由などから、保存管理策定委員会を早急に設置する必要はないという説明を受けまして、一般に考え得る保存計画が示されております。

それを受けまして、平成22年度から平成26年度まで、昨年度までですね。発掘調査を実施しております。また、保存管理の面では、遺跡内の草刈り、これを鳥島行政区に委託しまして、平成18年度から毎年実施しております。それからあと、立ち木の伐採につきましても、平成23年度から平成26年度までの4年間実施してまいりました。また、あわせて遺跡へ至る誘導標識を町道、それから県道の計3カ所に設置しております。それからあと、遺跡内につきましては、遺構案内板を8カ所設置しております。

続いて、遺跡のPRについて説明をいたします。

町主体で東山官衙遺跡の発掘調査を実施した折に、現地説明会を開きまして、毎回町内から約30名の見学者が訪れております。それから、すぐ近くにある地元の賀美石小学校、この子どもたちには折に触れて発掘体験の機会も設置してまいりました。また、平成25年度から実施しております加美町文化財めぐり、最近非常に好評をいただいているわけなんです、当遺跡も含めましたところ、これまで5つの行政区から90名の方に選択していただいて、現地にて解説をしております。さらには、県内外の歴史研究会からの依頼等もありまして、遺跡調査成果の発表、それから現地での解説など、多数実施しております。なお、町のホームページのほうにも本遺跡の解説を載せておりますので、それらによって町内外へ情報発信をしているということでもあります。

また、現在、文部科学省のほうでは、地方創生関連の予算事業としまして、歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業、それから地域の特色ある埋蔵文化財活用事業などもあります。これらは史跡の復旧、それから環境整備、活用施設整備、普及啓発などの計画を補助対象としております。町としましては、このような事業があることも視野に入れまして、ハード面の整備以上にソフト面をより充実させて、当遺跡の保存と活用に当たりたいというふう考えております。

三浦議員からご提案がありましたように、当遺跡が地域の宝として価値の再発見や魅力の発

信が図られるよう、事業を検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） この東山官衙遺跡については、平成19年に合併してからも資料がつかれまして、大変美しい資料が毎戸に配布されたんだというふうになっているんですが、聞いてみるとどうも「そういう資料はもうどこにもないよ」と皆さんがおっしゃるんですね。非常に大切な資料だったはずなんですが、それがもう何らかのいろんな書類や回覧物と一緒にどこかに消えてしまっているというのは、非常に残念な話です。

今、教育長がお話しになったように、足かけ昭和61年から平成26年まで、もう二十六、七年も調査がずっと何らかの形で続けられているわけですね。それだけ国のほうでは重要なんだと認めてきたわけですし、本来であれば宮崎町時代に、あそこの山一体を国が買い求めたいというお話があったんだそうですね。それがいろいろな経済諸事情によって、ある部分だけの買い上げということになってしまったわけですが、今この本が最近出まして、「蝦夷と城柵の時代」という本で、熊谷公男さんという現在、東北学院大学の教授の本が出まして、その中にも非常に位置づけとして重要な遺跡なんだというふうに出ております。これによりますと、東山遺跡という今お話しした部分だけじゃなく、今の賀美石の改善センター、白い館があるあそこに早風遺跡というのがありますし、当然今、賀美石小学校がある西側も含めて壇の越遺跡ということが同じ時代につくられているということが出ております。そして、この時代に都市がしっかりと形成されて、南北860メートル、東西に1,200メートルに及ぶと。そして、大きな道路、つまり今、京都でいう都大路とか何とか大路とかという太い道路が東西にしっかりとできておまして、秋田に向かう道路の要衝だったというふうに言われているんですね。

これだけのものがやはりもう少しいろいろ、町でも町民、それ以外にもお知らせはしているんですが、なかなか浸透していかないというのは大変残念な話だと。後藤佐市さん、区長さんに言わせると、九州のほうからまで問い合わせが来たり、実際に現地を案内したりもしたんだということなんですね。それで、何でそこまで行くのかというと、実際にこのような碁盤の目の大きな都市形成というのは、日本の中でも福岡県の太宰府、宮城県の斎宮ですね。あとは奈良ですね。そして、多賀城なんだと。5番目にこの東山官衙遺跡が入ってくるんだそうですね。5つしか日本にはないんだそうですね、現在発見されているこういう古代のまちづくりというのは。そういう意味では非常に重要なんだというふうに言われています。

それで、よく私も11年間議員をして加美町内の皆さんといろいろお話をさせてもらいます

が、賀美石の人間はやはりどこかで穏やかであったりですね……。異論が出ているようですね。けれども、これは間違いのない、大方の皆さんのお話もありまして、あるいは方言も少ないというふうに言われているんですね。よくよくひもといていくと、そこにつながっていくのかなど。私ももしかしたらその中央からの人間の子孫なんじゃないかというふうに勝手に思ったりもするんですけども、後ろで想像するのは勝手でございますが、その辺皆さん自分のルーツとして考えると、非常におもしろいと思うんですね。歴史的な遺産としてだけ考えると非常にかたくなってしまうと、頭の中に入りにくいわけですけども、ぜひそういう歴史的な物語であったり、イメージというものをつくって、ぜひぜひ皆さんに理解をされるようにしていただければと思っているわけです。

それで、今、形としてハード面、実際何もないわけですよ。この辺、教育長からもお話がいろいろこれからの施策もあって、町からはしたいというんですが、その何らかの形でもうちよっと見える形にできないものか、そして皆さんにその浸透させるべく、そういう物語も含めたような何かをつくり上げて、ぜひここにはこういうものがあつたんだというふうにできないものかと思っているんですが、教育長、この辺はいかがでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

今、議員がおっしゃられた目に見えるものというような形で考えてみますと、その20何年間の調査で発掘されたものが数多く皆さんの目に触れられずに倉庫に眠っているものでございます。ですから、それらのものを目に見える形で展示を、少し展示できるような形で準備しているのかなというふうに計画しております。まずは展示場所につきましては、賀美石小学校のご協力をいただいて子どもたちに、あとは賀美石地区公民館での作品の展示なりとかというような形の一定期間内の限定になりますけれども、そういうものを検討、展示の検討を進めていきたいなというふうに思っています。

あと2つ目としましては、これは経費がかかるかというふうに思っていますが、コンピューターグラフィックを使ったそういうものの仕掛けをつくって、アクセスできる場所で披露できないかなというふうな形で、これは構想でございます。

あと3つ目につきましては、ジオラマですね。ジオラマの作製に当たって、それらを展示場所は検討するとしても、正倉院であったり、先ほど議員がおっしゃられた政庁の跡とか、あと碁盤の目の道路の模様を机の上で見られるような形のもの等々あるかと思うんですけども、それらの作製に着手してはどうかと。いろんなアイデアは今つくり上げておりますけれども、

それは早急にできるものは1番目に申しあげました発掘された出土品の展示かなというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） これからのそういう何らかの施策を打っていこうとすれば、当然予算も伴うということで、町長や教育長にもご判断をいただかなければならないわけですが、昔、高橋克彦さんというか、作家がおりまして、「火怨 北の耀星アテルイ」という小説を書かれた時代があったと思うんですが、まさしくこの時代が符合するんですね。中央の政府が北にどんどん勢力を広げていくということの中で、北の蝦夷とぶつかって戦いがあるという世界ですね。そういう中で今言った課長さんがお話しになったこのコンピューターグラフィックの中で、単純にその時代をつくり上げて見せるというだけじゃない、やはり物語ふうにもその辺を脚色も多少していただいて、主役を何かつくり上げて物語ふうにしていくと、子どもたちや皆さんにも非常に受け入れやすいんじゃないかというふうな気もするんですね。

この辺まで、じゃ持っていくと予算どれぐらいかかるんだという話にちょっとある方となりました、二、三百万円ぐらいで何とかならないだろうかという話もあったんですが、教育長と町長の間でその金額のレベルでこの辺の施策というものを考えられるかどうか、ちょっとお話をいただきたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も今初めて教育委員会の考えを聞いたものですから、何ともお答えできませんが、ただ、私も18歳まで賀美石に住んでおりましたので、木村議員もそうですけれども、米泉宇田川畑と言っておりましたんですがね。穏やかな性格というのはそこから来たのかと私も改めて思ったわけでありましてけれども、ぜひ何らかの形で私も大変貴重な遺跡であるということは先ほど申し上げたように認識をしておりますので、ぜひこれを地域の活性化に、まずは誇りだと思うんですね。地域の方々の誇り、これがあらゆるまちづくりの私は原動力なんだろうと思っています。ですから、地域の方々の誇りという意味からも、これの活用ということとは大事であろうと思っておりますし、ただ、ですから子どもたちに展示するというのもこれは大変大事なことでありますけれども、プラスそれをどう地域の活性化につなげていくかということも考えていく必要があるだろうと思っています。ですから、そのためにはどういった取り組みが必要なのか、予算的なことも含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） まだ、先ほど課長が申しあげました構想の段階であります。私は非常にこれを賀美石地区のみならず、加美町、加美郡、あるいはもっと幅広く、やはり関心を持ってもらうことが必要であるというふうには考えております。その方法として、先ほど何点か挙げられましたけれども、それらも含めてこれから検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 大変前向きな回答をいただいたものと解釈したいと思います。このお話を後藤前区長さんが聞いたら大変喜ばしいと思うし、「ああ、町長と話をしてよかったな」というふうに思うだろうと思っております。

ただ、今、地域コミュニティの中でも生かしていきたいというお話がありました。それで、この間少し区長さん、賀美石の区長さん方にもお集まりをいただいて、この辺の今後のお話もさせていただいたんですが、実際現職の区長をしながらこの地域コミュニティも実際今やっているんだということで、負担も大きくなっていると。そこにさらにプラスして逆にこういう遺跡関係をエネルギーにして前に進めればいいんでしょうけれども、なかなか負担が大きくなるんだというお話がありました。当然その辺は地域の子どもさんも含めたもっともっと幅広い活動の中でカバーをしていければいいんですが、その辺も実際はやはり生涯学習の中であったり、行政のほうからもやはりバックアップ、お金だけじゃない、そういう支援がやはり求められていると思うんですね。この辺はなかなか皆さんが生きていく上で腹の足しにはなりません、やはり非常に重要な部分、心の奥底にある大切なものとしても扱っていかなければならないものだと思いますので、この辺は、では課長さんからいただければよろしいですか。ぜひお願いをしたいと思います。実際のこれからの生涯学習の活動の中という考え方も含めていただければと思います。

○議長（下山孝雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田幸蔵君） 生涯学習課長です。

今、議員さんの質問で少し足が震えているんですけども、生涯学習というよりも、何か教育委員会全体かな、それとも町全体かなというような思いもあるんですけども、当然ながら要するに賀美石地区に限らず、コミュニティ推進協議会というような組織がございまして、その中での生涯学習課のかかわり方というような形は十分大切に思っておりますし、賀美石地区におかれましては、賀美石音頭なるかつてあったやつを復活させて、それに踊りをつけてとい

うような形で、何十年ぶりかにでき上がったというふうにお聞きしておりますけれども、そういう地域のパワーがあるというような創造をされておりますので、この東山官衙遺跡も含めてその遺跡も1つとして考えますと、文化財ではなく、本当の子どもさんから老人の方々までのトータル的な生涯学習の推進というような形で地元の協議会さんと密接な連携をとりながら、行政を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 先ほど申しましたように、コミュニティ単位での戦略づくりということが大事であろうというふうに私考えております。そのための体制が必要だと思っています。じゃないと、どうしても区長さん方だけに負担がかかってしまうと。そうすると、なかなか計画をつくることも大変、つくっても実施することが困難というふうなことになってしまいますので。やはりまちづくりを進めるに当たっては、これも何度も言っておりますし、総合戦略にも掲げていますけれども、この協働という形ですね。これは地域の住民、町民と行政に加えて、この外部サポーターの力というのは大変重要、まちづくりサポーターの力というのは大変重要なわけです。ですから、やはりここに有識者、例えば大学の先生とか、それから地域起こし協力隊とか、あるいは地域起こし協力隊と似た制度で支援員という制度があります。集落支援員という制度もあるんですけども、そういった制度を使うとか、さまざまな形でいろんな方々の協力をいただける体制づくりというものが私は大事だというふうに思っております。

ですから、そういった体制をつくった上で総合戦略をつくっていただいて、その中で重点プロジェクトとして、いかに東山官衙遺跡を活用していくかというふうなことに取り組んでいただくというのも、一つの方法なのかなというふうに思っておりますので、そういった体制づくりについて検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） 大変ありがとうございました。私も現在、教育民生委員に在籍しておりますものから、こういう方向に話が向いて、百姓の話ばかりしていた三浦が変わったなというふうに思われているかもしれませんが、この遺跡のお話は以上で終了にさせていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。

では、本分というか、元来のやっておりました農業部門ということでの質問に次に入りたいと思っております。

現在、加美町には水田が5,000ヘクタール以上ありまして、最近では4割以上の減反、減反

といいますか、米以外の作付をなささいというふうになっているわけです。ですが、実際米をつくっても昨年の米価というものを考えれば、当然もう採算割れになっているということで、非常に稲作部門が斜陽になっているということです。

それに対して、ではこの減反部分、4割の米以外のものをどうするかということで、今、国の方策としてホールクroppあるいは飼料米ということで進められているわけです。しかし、現実、加美町、よつば管内を考えますと、進められてきました飼料米がカントリーエレベーターで処理できなくなってきて民間に委託されている状況まで来ていると。農協さんでは、率先して大きな南部カントリーをつくって、この部門をやっぺいこうとしてきたわけですがけれども、もうボリューム的にいっぱいになってきているということでもあります。そして、ホールクroppについては、それぞれの畜産農家の牛の頭数に合わせて面積が配分されておりまして、そんなにどこまでも面積をふやしていけるわけでもないということになってきております。

そういうふうになると、やはり別な方向も当然考えなきゃならないというのが出てきます。そして、片や、ことし夏場に、加美町内に法人会という、農業法人会というのを立ち上げまして発車してきておりますが、大体16団体ぐらいですか、あるんですが、実際にそういう法人が前向きに活発にやっぺいこうという、稲作はもちろんベースとしてやっぺいしておりますけれども、やはり野菜部門にも手をかけて、年間の労働の平準化を図ってきていると。そして、雇用も当然入れてきているようになってきているんだというふうにあります。この辺を考えていきますと、今後加美町の農業という非常に重要な分野をいかに活性化していくか。担い手を育てていくこと、経済的にもプラスにしていくという面を考えれば、この野菜部門の導入あるいは後押し、行政からも、JAからの支援もあつてしかるべきではないかというふうに思っております。この辺について、町長の見解をいただきたいと思っております。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 農業の専門の三浦議員が遺跡のことについて、皆さん意外だったかもしれませぬというお話だったんですけども、私は実はそうも思わず聞いていたんですけど、何しろ「イセキ」という農機具メーカーでございますので、「イセキ」つながりかなというふうには思っていたところであります。

さて、水田の利活用、農業振興についてでございますが、議員のご指摘のとおり、水田のこの4割を主食用の水稲以外への作付が求められておりまして、加美町におきましても水稲が本年度分の配分数量、1万6,100トン、面積に換算しますと3,108ヘクタールでありますけれども、これに対して水稲作付面積が3,012ヘクタールということで、96ヘクタールの深掘りを達成し

たところ、いわゆるそれ以外のものを作付けしたということでございますけれども、特に新規需用米、いわゆる飼料用米、それからイネホールクroppサイレージなどの作付が順調に伸びたということなんでしょうというふうに思っております。

また、この飼料用米の乾燥調製施設でありますけれども、JA加美よつばがこれは他に先駆けて専用カントリーをつくったわけですが、しかしながらこれも議員ご指摘のとおり、キャパを超える状況になっていると。ただ、管内の法人が所有しているミニライスセンターと、あらかじめ申し合わせて契約を行いまして、乾燥調製を委託する計画をとっておったというふうに聞いております。

また、ホールクroppサイレージにつきましては、ご承知のとおり、ご指摘のとおり、その牛の頭数も余り伸びない状況でございますから、これ以上作付面積をふやすということもなかなか急には難しいことなのだろうというふうに思って、私も認識をしておるところでございます。そんなことをもとに、今後農家に対する指導助言などを、JA加美よつばとも協力しながらやってまいらなければならないというふうには思っております。

また、ご指摘のこの野菜等の振興ですが、私もやはりその重要性は認識しているところでございます。ちなみに、園芸振興作物としまして、産地交付金を活用した国産志向の強い加工業用野菜を中心に栽培面積を拡大を推進し、実需者との結びつきというものを強化していく。そのための生産・流通体制確立、それから団地化による産業効率化というものを図ってまいりたいというふうに考えております。

本町は、ご承知のとおり、この露地ネギ、タマネギの産地でありまして、いずれも県内の販売額上位を占めておりますし、花卉部門では花壇用苗物、これは県内販売額1位となっております。また、白菜、キャベツ、シシトウなども県内販売の上位を占めております。こういった既存の園芸特産物の生産・出荷拡大を図るために、関係機関との連携、そして必要な施設、管理機械等の導入助成事業というものを実施し、作業の効率化、さらには低コスト化、生産体制の確立というものを支援してまいりたいというふうに考えております。また、加工業務用野菜においては、地元加工業者を中心に密接に連携しながら安定的な出荷を通して地場野菜のPR活動を展開し、生産活動の持続を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、こういったことに加えまして、加美町としては新たな取り組みとして、さる11月11日、薬用植物研究会を設立し、早速11月24日にウラルカンゾウ、そしてスペインカンゾウの120株植えつけをさせていただいたところでございます。私もお伺いしまして、芋沢地区の畑に研究会のメンバーと植えつけ作業をさせていただいたところでありまして、この取り組みに

つきましては宮城大学の全面的な協力をいただき、また、薬用植物普及センターの理事長のご協力もいただき進めていくこととしております。米、畜産、そして野菜、園芸作物ですね、こういったものに次ぐ一大産地に育てていきたいというふうに考えております。ですから、やはり米づくりだけではこれは限界でありますので、議員がおっしゃったような野菜栽培、あるいは新たに薬用植物の栽培、そういったものにもぜひ取り組んでいただくことによって、魅力ある農業、そしてやはり稼げる農業でないと、担い手、後継者も育ちませんので、ぜひ一定の収入が確保できるような農業、そういったものを議員の皆さん方とともどもに、また、JA加美よつば等、関係者とも協力をとりながら進めてまいりたいとそのように考えております。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） ただいま薬用植物ということも出てまいりまして、町長が大変熱を入れていらっしゃるのも存じております。しかし、やはりどこにこれを栽培しようかといったときに、田んぼの中になかなか5年も6年も時間をかけて育てるのに、場所として水田地帯の中というふうにはなかなかいかないんだと思うんですね。だから、芋沢地区という場所も選定あるいはされてもいるのかと思いますし、やはりできればそういう山沿い地帯の水はけのいい土地が薬用に向いているということではないかなというふうに思っております。

それで、実際、薬用というのはもう五、六年以上植えつけたまま管理をしながら、あるいは根っこの部分の成長も含めて長い時間かけてやっていくわけで、なかなかお金にならないというものもあると思うんですね。ですから、当然その部分は将来の目標として、当然これも薬用も進めていただくということは必要だろうと思います。しかし、それ以外にもやはり水田地帯の中でも米をつくらぬ部分の地域にどういうふうにそういう野菜を進めていくかというのは、これから考えていかなければならないことだろうと思います。

それで、今現在、ネギとかタマネギというのは県下で1位を誇っているというのは、当然その生産量があるからの話ですし、市場でもボリュームを持っているから、それが力になるということですよ。これでは当然県下一円で1位で今まで来たわけですから、それはいいんですが、さらにまだまだその辺の余力、伸びしろがあるんだろうと思うんですよ。全国の中でのその生産地というふうにこれからそういう意味では加美町も持っていく余力はまだまだあると思っております。

そして、今機械の導入や作業の効率化ということで、町では支援をされていますから、それは非常によろしいことだと思うんですが、では現場でものを生産していくのに、どうやってボリュームアップしていくかということを考えれば、今、出荷調整という作業を自分でやってい

るわけですが、これまでいろいろな生産部会でも出荷の規格の問題だったり、いろいろトラブルのもとになって、いろいろ問題があったというふうに伺っています。そして、実際に市場に持っていったとしても、誰々の生産した箱、誰々の生産した箱が本来は統一された規格であるはずなのに、多少ぶれがあるというものも出てくるわけですね。そういうものも含めて、本当の大きな産地として成り立っていく、成長していくためには、そういう部分も統一して大きな集出荷場に全部を現場から持ち込んで、全ての調製出荷作業をそこで統一して規格で出してやると。そして、そこでは雇用も生まれてくる。現場では、現場で生産するというので、その出荷調整の労力をそこに委ねるということで、現場の面積をもっと拡大できるというふうになってくると思うんですね。日本全国大きな産地はやはりそういう体制が今整っていることだろうと思っております。

そういう意味で、このネギ、タマネギ、その他も含めて農協さんにいろいろお話を伺うと、そういう施設があって非常に前向きにこの産地を育成できればありがたい話だというふうにはしておりました。この辺はぜひ町のトップ、農協のトップとして将来を見据えたところの話として当然あっていいのではないかと考えております。今、日本食ブームでこの野菜というのが非常に基調になってきておりますし、天候、非常に不純で、今非常に高騰する場面が多いんですね、野菜はね。そういう意味でも、これを私たちが一大産地としてつくって、販売していくというのは非常に大きなものがあるかと思っております。実際、今40%の米以外の土地にどれぐらいの比率にいろいろ作付作物が栽培されているか、農林課あるいは対策室で把握されていると思いますが、まずそこからお願いします。町長から先、いいですか。

○議長（下山孝雄君） 町長から。町長。

○町長（猪股洋文君） 最初に、私のほうから若干お答えさせていただいて、あとは農林課長のほうからお答えいたします。

まず、薬用植物の件でありますけれども、4年、5年かけて収穫するもの、それから1年間で収穫できるものもあります。今回植えつけましたウラルカンゾウ、スペインカンゾウについては、本来は2年で収穫するものでありますけれども、普及センターの草野理事長の指導のもと、1年で収穫できるようにしようということで今回植えつけております。ですから、さまざまな種類、200種類ほどあるんですね。そのうちの今回2種類だけですので、さまざまな種類ですね。場所もいろんなところに適しているもの、必ずしも水田がだめだというわけでもありませんので、さまざまなところにこれは作付をしていきたいと。そのためのこれは研究会ですので、必ずしもその芋沢地区あるいはそういった中山間地域だけではなく、加美町いろんなと

ころでいろんな種類のものを作付して、どれが適しているのか、どこの土にどういうものが適しているのか、あるいはどれが安定的な収入につながるのか。将来的に製薬メーカーとの契約栽培につなげていくことができるのか。そんなことを5年ぐらいの期間で研究をし、栽培技術等を確立させていきたいというふうに思っておるところでございます。

また、野菜についても、議員がおっしゃるようなことについて、当然これはこれから検討していかなくちやならないだろうというふうに思っております。先般、JA加美よつばの組合長、そして色麻の町長、そして私、そこに県会議員も入っていただいて、初めてのそのような形での話し合いをいたしました。これから農協でどういったことを計画しているのか、どんなことを考えているのか、そんな話をお伺いし、それぞれの立場から意見も申し上げさせていただきました。こういった野菜の産地化についてもやはり農協、そして色麻町と加美町と、こういった連携をとりながらやっていくことが重要だと思っておりますので、こういった話し合いは今後とも続けていきたいということでお互いに確認し合ったところでございます。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えいたします。

最初に、薬用植物栽培についてということで、先ほど町長のほうからもお話ありましたけれども、5年で育つものと、それから単年で収穫できるものが薬用植物にはあります。今月の11日に協会を設立したものですから、時期的に非常に遅くなったということもございまして、薬用植物研究センターの草野先生にいろいろお話を伺ったところ、年内中にできるのは大分寒くなってきたのでカンゾウが一番適しているだろうということで、ことしにつきましてはカンゾウ、先ほど言いましたウラルカンゾウとスペインカンゾウの2つの植えつけ作業を行ったということです。

それで、来年に向けては、4月以降雪解けを待って、これから研究会として試験栽培を実施していくわけですので、いろんな作物について試験栽培を通しながら、加美町に適した薬用植物を調査していきたいなど。

なお、場所につきましては、先ほど町長申し上げましたとおり、中山間地だけじゃなくて、今回研究会のメンバーに加入していただきました会員につきましては、それぞれ中新田地区、小野田地区、宮崎地区とそれぞれ3地区の方おりますので、その地区の方々の田んぼとか畑をお借りしまして試験栽培をやっていくことになっておりますので、いろんな環境の中でどういう作物が育つかということを調査研究してまいりたいなというふうに思っているところござ

います。

次に、園芸作物の振興に当たって、作業の効率化を図って生産規模の拡大を図るために、集出荷場の建設を農協にというようなことだったかと思います。これにつきましては、J A加美よつばのほうにおきまして、平成28年度から3カ年の園芸振興3カ年計画というものを作成するというをお伺いしております、その3カ年計画の中で、J A加美よつばではその集出荷場の建設というようなことを計画に盛り込みたいというお話もいただいておりますので、なお、町としてもJ Aのほうに要請してまいりたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（今野仁一君） 農業振興対策室長です。

先ほどの質問の転作等の実績について申し上げます。

全体面積で転作が2,136ヘクタールということでございまして、その内訳としまして、一番ウエイトのあるところで新規需用米というところで3分の1が新規需用米ということになっております。その中でも飼料用米、それにつきましては454ヘクタールになっております。そのほか、ホールクロップサイレージにつきましては215ヘクタール、それらが新規需用米となっております。大豆につきましては354ヘクタールで、17%を占めております。飼料作物ですと561ヘクタールで26%ほどのウエイトを占めております。その他、10%未満の作物で占められています。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 三浦英典君。

○10番（三浦英典君） ありがとうございます。

今、面積を伺いますと、当然餌米、ホールクロップが多いと。そして、大豆も第2位ですね。出てきますけれども、この大豆というものも水はけの悪いところではなかなかつくりがたいというのあって、面積は伸びがたいんですね、現実にはね。そういう状況もあります。そういう意味で、やはりこれから裾野を広げていく可能性があるのが、私が申している野菜部門はあるのであろうというふうにお話ししているところであります。

今、農林課長からお話伺いました、J Aさんの前向きなお話があったということなんですが、全く私が意図しているところとJ Aさんというのは一致しているわけだし、町のほうでもそれを受けてという、あちらに促すというお話を今されたんですね。町のほうからね。ぜひぜひそういう意味では3つ、3つというか、それぞれのJ A、行政から力を合わせて生産現場の皆

さんと一緒になってそういうものを導入して、前に進めていっていただければ大変ありがたいと思っております。

今、農林部門というのは、国では所得倍増というか、農業関係の所得をふやそうということで安倍首相も頑張っているわけですが、現実にはなかなか姿として見えてこないわけで、ぜひ薬草も含めて結構ですから、米、畜産、野菜、薬草、4本の柱を加美町に立てていただけるように、ぜひ町長にも力をおかりしたいと思っております。今後ともひとつご支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、10番三浦英典君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。3時30分まで。

午後3時18分 休憩

---

午後3時31分 再開

○議長（下山孝雄君） 休憩を閉じ会議を開きます。

通告5番、8番伊藤由子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願ひます。

〔8番 伊藤由子君 登壇〕

○8番（伊藤由子君） 通告に従ひまして、質問いたします。

最初に、原発事故由来の放射能汚染に伴う被害の実態と対策。

東日本大震災に伴う福島原発事故による放射能は、東日本の広範囲に及び、山野草木、生きとし生けるものの全てに降り注ぎ、いまだに汚染の影響は色濃く残っています。原発事故から4年9カ月が経過し、被害の実態が忘れ去られようとしている今、改めて以下の例についてお伺ひします。

- 1、畜産農家における肥育牛の被害の実態と現状。
- 2、シイタケ栽培農家の被害の実態と現状。
- 3、農畜産物の生産における安全対策について。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、きょうの最後となります伊藤由子議員のご質問、3点についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、1点目、畜産農家における肥育牛の被害の実態と状況ということでございます。

現在、加美町では12軒の肥育農家がありまして、約255頭を肥育しているわけでありまして。震災前の農家件数、それから飼養頭数ともに変動はなく、震災による廃業はないと思われまして。東日本大震災に伴う影響としましては、平成23年7月に県内産の枝肉から基準値を超過した放射性物質が検出されたことに伴い、県内全域において出荷制限が行われたところでありまして。これを受けて、平成23年8月、翌月には宮城県の指導のもと、給餌の管理、それから枝肉出荷時の全頭検査などの実施を行いまして、出荷は一部解除となったものの、風評被害等による一時的な価格の下落というものが見られたわけでありまして。この価格下落に伴う売り上げの減額については、ご承知のとおり東京電力の賠償金として補填されているわけではありますけれども、そういった下落が見られたということでございます。

その後につきましては、枝肉出荷頭数の減少や輸出用の増加など、さまざまな要因によりまして、全面的に枝肉価格は年々上昇傾向にあるということでございます。ただ、子牛導入経費の高騰により経営は大変だということも、そういう状況にあるということも事実であります。

次に、シイタケ栽培農家の被害の実態と現状でございます。

平成24年4月に実施しました放射能検査の結果、4検体中3検体から一般食品の基準値を超える放射性セシウムが検出されたため、県から加美町の露地栽培の原木シイタケにつきましては出荷制限の指示がありました。このことによりまして、85戸の農家がシイタケの生産中止を強いられたわけでございます。シイタケによる収入減、そして汚染されたほだ木の処分など、大きな痛手を農家はこうむりました。もちろん賠償金というものは支払ってはおりますけれども、なかなか再開するということについては大変なご苦勞をされているわけでありまして。

この生産再開につきまして、現在そういった中で6名の生産者が宮城県のキノコ栽培における放射能対策作業マニュアルによる出荷制限解除に向けて取り組んでおります。そのうち2名が基準値以下であることが確認され、平成27年9月11日に出荷制限が解除され、出荷を開始しております。また、10月7日には加美町露地栽培原木シイタケ生産推進協議会を設立しまして、生産者及び関係団体が相互に連携を図り、安全な原木シイタケの生産出荷を効果的、計画的に進めることとしております。町としましては、出荷制限解除に向けて取り組んでいる生産者の支援を継続し、生産再開に向けた取り組みを協議会とともに支援をしてみたいと考えております。

3点目の農畜産物の生産における安全対策ということでありまして。

牛肉については、県が定めた出荷検査方針に基づき、生産された牛について、枝肉後の全頭

検査を経て出荷されることとなっております。廃用牛等の検査体制につきましては、と畜前にシンチレーション式放射線測定器による生体検査を行いまして牛肉中の放射性物質濃度を測定し、推定による誤差を勘案しても規定基準内100ベクレル、1キログラム当たり100ベクレルでありますけれども、のものがと畜できることになっております。まれに基準値を超える廃用牛があると聞いておりますけれども、基準値を超える原因としては、敷料及び餌によるものではないかというふうに思われております。町としましては、県JAと一体となり、安全な餌、それから敷料等を利用するよう指導をしているところであります。超過した場合には、万全な餌、それから敷料等で飼育し直すというものが必要になりますが、大体1カ月ぐらいかかると言われておりますけれども、1カ月以上継続することで廃用牛の改善が見られるようであります。基準値を上回ることをないように、これからも県JAと一体となって指導をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今、お話しいただきましたが、牛の肥育牛のほうにはその変動はない、廃業した例もないというふうなお話でしたけれども、ちょっと私が相談を受けた1例をお話したいと思います。このことは、傍聴者の多くの方に知ってもらいたかったのに、全部帰られてしまってとても残念なんです、お話しします。

2015年、ことしの10月に廃牛をしようとしたとして、と畜のために仙台卸売市場に連れていった例なんです、仙台中央食肉卸売市場で生体検査、今、町長がおっしゃったようにシンチレーションの首のところに機械を当ててはかるんだそうですが、生体検査を受けたところ、4回とも、4回はかってくれたそうですが、4回とも基準値をオーバーしたため、と畜ができなかった。持ち帰りとなったということです。1カ月後、飼育し直しをして安全な餌を食べさせた上、10月26日以降にまた連れてきてほしいというふうな結果だったということで、また連れ帰ることになったと。それで、今100ベクレル以下というお話だったんですが、その用紙を持っているんですけれども、生体検査の結果なんです、1回目が51.8ベクレル、2回目53.2ベクレル、3回目52.1ベクレル、4回目52.0ベクレルだったそうですが、その報告書の一番最後に、「2番草を食べた可能性はないですか」という一文がありました。それで、本人はそういった通知文をいただいてきたというわけなんです、そこで質問いたします。

現在、乳牛、肥育牛、繁殖牛を問わず、飼料の牧草は自給自足の状態にあるのかどうか。加美町産のもので間に合っているのか。牧草の放射能濃度の実態はどのような経過をたどって、

今、安全だというふうになっているのか。先ほどもちょっと説明がありましたが、この点についてお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

まず、最初に、第1点目のそのシンチレーション検査をした結果、農家の方が測定していただいて51ベクレル、52ベクレルということでした。これにつきましては、先ほど町長が説明申し上げましたように、シンチレーション検査では、放射能濃度を推定ということで、推定による誤差ということで結局肉にする前に51ベクレルですけれども、肉にした場合、100ベクレルを超えるだろうというような推計の方式があるんだろうというふうに考えられます。ですから、肉にすると100ベクレルを超える値ですから、返却されたものと思われま

す。それから、牧草の2番草を食わせたのではないかということは、1番草より2番草のほうが濃度が高く出る場合もございますので、そういう可能性もあるということでございます。

それから、参考までに牧草につきましては、和牛については100ベクレル以下の牧草まで可能です。乳牛につきましては50ベクレル以下の牧草じゃないと給餌させることはできないということになっておりまして、現在牧草の濃度はどうなっているのかというご質問もございましたけれども、濃度につきましてはJA加美よつばを通じて畜産農家の方が検査を依頼しまして、JAのほうから大崎市の家畜保健所のほうにその検体依頼をしまして、その検査結果がご本人あるいは農林課に来ているという状況でございます。ことしの検査結果、毎月のように送られてきているわけですけれども、ほとんど90%以上利用可というようなことになっておりまして、一部仮解除というようなデータにあるんですけれども、その仮解除というのは、先ほど申し上げました肉用牛、和牛ですと100ベクレル以下のものであればオーケーなんですけれども、乳用牛ですと50ベクレルですので、そのうちで飼っている牛の状況によって、例えば乳牛を飼っている畜産農家ですと、その食べさせる牧草が70ベクレル出た場合は50ベクレルを超えていますから仮解除、和牛には食べさせられますけれども、乳牛には食べさせられないというそういう、基準は100ベクレルを下回っていますけれども、その牛によって食べさせられるものと食べさせられないものがあるというような解釈のもとで仮解除というようなことで報告が来ている状況でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） もう一度ちょっと確認します。平成23年度の牧草は利用自粛牧草という

ふうと言われて、その後平成24年、平成25年、平成26年と経過しているわけなんですけど、どの地域でも加美町全体の牧草が安全だろうというふうなそういう結果が出たのは、平成26年度からでしょうか。平成25年度からだったのでしょうか。確認いたします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

今、平成23年、平成24年というふうにお話ありましたけれども、牧草については、汚染された牧草については、耐光性のフレックシーブル、フレコンパックですね。それに詰めて保管していただいている状況で、そのほかの牧草につきましては検査結果次第で、検査の結果、基準値を超えるものについては給餌をしないようにという指導を行っておりますので、安全なものを給餌させているという状況になっていると思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ちょっとその牧草の汚染濃度のことも調べてみたんですが、いまだもって地域によっては調べないと、確認しないと給餌できないというふうな例もありそうなんですけど、それは地域としてどこの地域がきちんとはからないと給餌してはだめですよというのは、町としては把握されているのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

測定されていない地域の牧草というのは、ちょっと農林課では把握はしていないんですけども、基本的に牛に給餌する場合は検査をして安全なものを給餌させるということで、JAを通じて検査体制を整えているところでありまして、給餌させる場合は検査を行った上で給餌させるということが基本として考えております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 今、平成27年になった今でも、きちんと食べさせる場合には測定して食べさせているんだというふうに解釈してよろしいですね。

では、先ほどの質問に戻りますが、2番草を食べさせたことはないですか、可能性はないですかというその結果報告書にあったわけなんですけど、2番草の安全はどのようにすれば保たれるのかというか、本人のお話によりますと、いい加減にしてきたつもりは全然自分はないと、1番草を食べて2番草を確かに食べさせたけれども、セシウム抑制剤は1番草にもやって2番

草のときにもセシウムの抑制剤をやらなきゃなかったんでしょかと、本人が自問自答しながら私に聞かれたんですが、私もよくはわからなかったので、2番草はどんな地域でも安全でないことがあるというふうに解釈していいんでしょうか。それとも、その2番草の安全を保つためにはどんな対策が必要だったのかというのが、お答えできたらお願いしたいんですが。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

1番草、2番草ですね、安全性といいますと、2番草だけが危ないかということそうでもなくて、肥料を追肥すれば、2番草についても濃度が下がるというようなことが言われておりますので、そういう対策を講じる必要があるかというふうに思います。

あともう1つは、1番草を測定したんですけれども、1番草が安全だったために2番草を測定しなかったということも、その給餌をさせた原因になるのかなというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 本人の思いを代弁しますと、真面目に何年も、繁殖牛なんですけど、何年も牛を大事に飼ってきて育ててきて、経産牛なのでそろそろ出産障害が出たりしている牛なので廃用にしようと思ったと。いい加減にしてきたつもりもないんですけれども、何でこんな目に遭うのかと。1次被害としては誰もが、差がなく誰もが放射能の被害を受けた。それは乳牛、肥育牛、繁殖牛問わず誰もが被害者になって、飼料を外国産のものを使うとか、いろんな意味で苦勞してきた。それは1次被害としてある。自分のは2次被害だと思うと。なぜかといったら、廃用にしようと思ったけれども、と畜もできず、「持ち帰りなさい。あと1カ月間もう一回飼い直しなさい」というふうに言われた。しかも、「ちゃんと言うことを聞かず、2番草を食べさせたりしなかったですか」と注意を受けたと。そういうところでとても自分は気になって落ち込んだと。

そういった人が自分だけじゃないはずだから、もう放射能汚染は忘れ去られようとしていて、大勢でないかもしれない。1軒や2軒と少数かもしれないけれども、そういった思いをしている人もいるはずなので、再発防止のためにできることを町としては考えてほしいというふうなお話があったので、そのことについて、把握されていることだとは思いますが、200何頭だか再検査調べたところ、225頭ぐらいだったでしょうか。そういった再検査に該当した牛はそれくらいの頭数だった、212頭だったようなんですが、数は少ないかもしれないけれども、そういう再発防止のために何とか町が努力してくれることは何かないでしょうかというふうな質

問を受けましたので、それについてのお考えをお願いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

ただいま町長がお話したとおり、原因としましてははっきりと特定するわけではございませんが、敷料ですね。それから、濃度の高い餌を食べさせたのが原因なのかなというふうに思われます。それで、基準値を超えたものについては、先ほどから出ております飼い直しということで1カ月以上安全な敷料、それから安全な餌を与えることによりまして牛の改善が図られて、再度そのと畜という形に臨めるということでございます。このことにつきましては、わからなかった、今のお話でもありましたので、JAとの連携を図りながら、そういう相談者に対する対応を図ってまいりたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ぜひお願いしたいと思います。施政方針にも、「牧草の利用の可否については県主導のもと放射性物質検査を実施の上、安全性を確認して利用することとされている。暫定許容値を超える飼料の利用が行われないよう指導を行うとともに、関連情報の周知、注意喚起、消費者の不安解消」というふうな云々という文章が施政方針にもあります。そういったことを今後ともぜひ窓口となってやってほしいと思います。

本人の言葉をもう一言紹介しておきますが、「本来なら町に言うことではないと思います」ときちんとわかっていらっしゃる方なんですが、「本来ならその排出者、東京電力に、生産者に対して説明責任があると思うんですが、そういったことが生産者に向かって一言もないのはとても失礼だと思う。そのことも一言ぜひつけ加えてほしい」というふうなお話がありました。私もそのように思います。そういったことで今後ともJAと協力しながら安全な、生産者が安心して生産活動に取り組めるように対策していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問じゃなくて、シイタケ農家の実態についてちょっと触れさせていただきます。

加美町のシイタケ農家がかなり打撃を受けて、加美町に限らないわけなんですが、かなり打撃を受けて6名の方がいろんな指導、県のマニュアルに従って取り組んだ結果、2名だけが生産再開ができたというお話が先ほどありました。そういったなかなか生産再開できないというネックになっているのは、一体どんなところにあるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えいたします。

6名のうち、現在2名の方が生産再開して出荷しているという状況でございますが、この出荷に関しましては、宮城県で発行しておりますキノコ栽培における放射能作業マニュアルというのがございます、具体的には5つほどの作業手順がございます、その作業手順に沿って安全なものを出荷しなければならないという制約がございます。ですから、その制約に取り組んだのが最初に2名だったということで、具体的にどんなことかと申し上げますと、伏せ込み場、ほだ場のほだ木本数の管理でありますとか、それからその放射性物質の取り込み防止ということで、作業するに当たってはマスク、手袋着用でありますとか、あと機械の放射性物質の低減というようなことで、機械の洗浄でありますとか、そのほかさまざま管理に伴う記録の保存でありますとか、さまざまな制約がございます、そういう制約を全部クリアして県が認めた方のみ出荷制限解除ということになっておりまして、現在のところ2名ということになっております。

それから、一番大変なのは、その汚染されていないほだ木を使うということで、現在2名の方はほだ木について秋田県から購入しているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） その5つのうちの一番難しいというか、原木のほだ木というんですか。原木を調達できないというところにあるのかなというふうに思うんですが、今後の見通しとしてはここ一、二年でそれは解消できないというふうに解釈したらよろしいのでしょうか。しばらくはその原木シイタケの原木は他県から買わなきゃいけないという状況にあるのかどうか、今後の見通しをお伺いしたいと思います。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（内海 悟君） 森林整備対策室長です。

町内の天然林の放射能濃度についてですけれども、今年度17カ所ほど町内をぐるっと取り囲む形で調査を実施しております。こちらで持っているデータとしましては、平成23年度、震災直後からですけれども、平成24年度、平成23年度払い下げ申請等での調査というものから、あと平成25年度は薪の駅委員会のほうで調査したデータ、それと平成26年度は県のほうでも8カ所ほど調査をしておりまして、そのデータをいただいております。それと、今回17カ所データを調査をしたということで、放射能濃度につきましては、全く同じ場所、同じ木で直接比較しないとなかなか正確なところはわからないとは思いますが、ある程度の傾向というこ

となんです、やはり平成23年度から比べますと大分濃度が下がってきているというのは見てとれます。ことしも1件、払い下げの申請ありまして、県の衛生協会のほうに送りましてはかかっていただいております。若干、ほだ木の場合ですと40ベクレルという基準になっておりまして、若干それを上回ったので今回できなかったわけですけれども、大分その40ベクレルを下回っているところも多くなっているということで、ただ、地域によってはまだ40ベクレルを超して50ベクレルから100ベクレルといったところもございますので、この辺についてはあと数年たっていくとまた濃度は大分下がっていくのかなというふうに今のところ見ております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） では、もうしばらくそのほだ木の安全に使えるまでにはまだまだ数年ぐらいはかかるのかなというふうに解釈すると、シイタケ農家の再開はそんなに簡単ではないなというふうに思われるわけなんです、損害賠償のほうはシイタケ農家のほうはきちんとされて、窓口がしっかりしているというふうに聞いてもおりますが、どういう状況にあるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えします。

賠償金については、JAのシイタケ部会、それから小野田地区にありますさんちゃん会の土産センター等ございますが、それから個人で販売している方もおりますので、私どもで把握している分はJAを通して推計した分しか把握しておりませんが、それについてお話しさせていただきますと思います。

JAを通して請求した分については、約9,000万円ということでございまして、現在まで支払われている額は約7,200万円というような状況というふうにJAより報告いただいております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 損害賠償の件については、いろんな組合とか栽培部会に入っている人たちはきちんとそういう団体として交渉できるので心配ないかと思うんですが、個人の場合だとなかなかそれがうまくいっていない例もあるやに聞いているんですが、そういったことの把握というのは町としてはなかなか難しいんでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 農林課長。

○農林課長（早坂雄幸君） 農林課長、お答えいたします。

先ほどお話し申し上げました9,000万円、それから7,200万円という数字の中で、最初損害賠償については皆さん東京電力から直接封筒が送られてきて、記入例等もあって、それに基づいて請求なされた方もおるようですけれども、なかなかその請求するのが面倒でできなかった方もあるようでございました。それで、JAにそのことを確認したところ、後から大分そういうことをわからない方がJAに相談に参りまして、JAを通じて請求をなされたということも聞いております。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） このシイタケ農家に限らず、個人の場合はとても困難だと。記入も難しいというふうな声もありますので、ぜひ先ほどお話ししましたように、町がそういった人たちの相談窓口になって紹介したり、サポートしたりということが続けていっていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

2番目、加美町森林整備計画について、お伺いします。

第2次総合計画の理念を実現する施策に、里山経済の確立があります。里山そのものの荒廃が叫ばれて久しいですが、加美町における里山の現状と保全及び今後の里山育成のための森林整備の計画についてお伺いします。

1番、森林整備区域を基本として5年間で736.85ヘクタールの間伐が予定されていますが、進捗状況はいかがでしょう。

2番、人工造林地の搬出間伐及び保育間伐の実施状況と合板工場などへの原木供給ほどの程度になっているのでしょうか。

3番、みんなの森造成事業の実情について、この間広報にも出ていたかと思いますが、お伺いします。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 確かに加美町の4万6,000ヘクタールの面積のうち、7割を超える面積が森林でございますので、大変貴重な資源であるというふうに捉えております。

そこで、森林経営計画でありますけれども、これは森林所有者等が森林の施業や保護について作成する5年を1期とする計画でありまして、一体的なまとまりを持った森林において効率

的な施業と適切な保護を通じて森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としております。本町の計画は、平成27年度から平成31年度を計画期間としておりまして、その対象面積6,300ヘクタールのうち、人工林面積は2,520ヘクタールであります。その状況を見ますと、30年生までの育成段階にある森林は約1割ほど、間伐等による素材生産の対象となる森林が多くを占めているということがございます。町の森林経営計画では、平成31年度までの間伐対象林、森林として850ヘクタールを定めており、毎年度計画的に実施することとしております。

平成27年度は、鹿原地区で58年生、62年生の杉、13.71ヘクタールの間伐を計画しておりましたが、業者委託の入札不調によりまして実施に至りませんでした。これは、9月の豪雨災害によって林道が大きな被害を受けまして、伐採した木材の搬出路として使えなくなったことから、年内の事業完了が困難となり、落札に至らなかったということであります。今回の未実施地については、次年度以降の実施対象とするとともに、今後計画的に施業を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、人工造林地の搬出間伐及び保育間伐の実施状況と合板工場などへの原木供給というご質問でありました。

平成27年度の間伐事業計画としましては、先ほど申し上げましたように搬出間伐が13.71ヘクタールのほかに、保育間伐、いわゆる下切り間伐でありますけれども、としまして芋沢地区、鹿原地区、宮崎字北地区等で杉21年生から33年生までの11.74ヘクタールを計画しております。保育間伐については9月までに事業を完了しております。

また、原木供給としては、町営放牧場の管理棟建設の建築材として、鹿原、青野地区の町有林から60年生の杉約600本を供給いたしました。なお、昨年度も放牧場の畜舎建設に350本を供給しております。また、町が所有する林業森林整備センターに森林を、森林整備センターに貸し付けている分収林においては、上荒沢地区の杉48年生11.23ヘクタールの間伐搬出を実施し、町産材の市場に供給が行われているところであります。

3点目のみんなの森造成事業の実績ということのご質問でありました。

みんなの森造成事業は、公益社団法人宮城県緑化推進会が実施している緑化促進事業の1つで、市町村や地域の団体が里山林の造成整備を行う際に助成するものであります。対象となりますのは、植栽の植木、緑化木の購入費用等でありまして、参加者が労力を提供する小規模な緑化事業、おおむね20万円程度でございます。そういったものに助成をされる事業でございます。この事業の原資には、毎年皆さんからご協力いただいております緑の募金、それから企業からの緑化協力金が充てられております。

本町では、平成26年6月、二ツ石ダムの湖畔において、海と山の交流事業といたしまして、宮崎部分林保護組合連合会と東松島漁協の協力により37本のブナの植栽を行いました。苗木代などに活用させていただきました。私もこのときには参加をさせていただいたわけですが、これは熊野神社のお潮垢離が、あれは20年に1回ですかね。おみこしを担いで東松島市、旧矢本町まで行くわけでありますけれども、そういったご縁もありまして、こういった交流事業を実施したということでございます。

なお、平成26年度にも、この緑の募金をもとにした緑化推進活動の1つでありますふれあいの森づくり事業、名称は違いますけれども、出どころは一緒なんです、このふれあいの森づくり事業の助成を受けまして、株式会社プロテックの協力のもと、千古の森にシラカバの苗木100本を植栽したところであります。このような取り組みをしてまいったということでございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） では、モニターをご覧ください。これは加美町の町有林道路地図を森林対策室の地図を4分割にしたものなので、後で一つ一つは大きくしたいと思いますが、こうなっていますが、最初に説明しますと、黄色い部分が国有林です。緑が町有林です。

先ほど説明がありましたように、ことし間伐というか、手入れが行われたところは、こちらは青野川の上流のほうでしょうか。地域はちょっとはっきりしていないんですが、ここと、それから宮崎の北川内方面のこの辺とか、1、2、3、4、それからこの辺と。ちょっと見にくいかもしれませんが、こういうふうにならぬに3万3,000ヘクタール中、国とか県とか林業公社に貸与した残りの約1万ヘクタールが町有林というふうにお伺いしました。森林整備区域の間伐状況の説明がありましたが、赤の矢印の示したところはほんの点に過ぎないかもしれないんですが、約、先ほど800ヘクタールとおっしゃったんでしょうか。間伐、森林管理事業団に今現在通年雇用で7人いらっしゃるようなんですが、途方もない年月がかかると思うんですが、これは計画どおりいくためには本当にどれくらいかかるのかと、ちょっと見通しが立たないかと思うんですが、その辺についてお話をいただければと思うんですけれども。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（内海 悟君） 森林整備対策室長です。

今お話ありましたとおり、町が所有する山林というものが約1万ヘクタールほどございまして、うち国に貸している官行造林、あるいは県に貸している県行造林、それと緑資源センターって旧公団ですね、に貸しているものですか、あと部分林組合さんに貸しているもの、そう

いったいろいろございまして、そういったものを除きますと町が直営している森林、これは6,300ヘクタールということになっております。先ほど町長お話ししたとおり、そのうち人工林が2,500ヘクタールほどとなっております。

昨年度まとめました森林経営計画、こちらのほうでは森林の中で間伐の対象とする森林ということで、5年間に割り振るといいますか、対象森林を定める形となっております。単純に考えましても800ヘクタールを5年で割ると200ヘクタール近くになるわけですが、1年でそれだけできるかという、確かにこれは無理な話でございます。あくまでその対象となっている森林の中から、その森林の状況等を見まして間伐を実施すると。もちろん財政的な部分もございまして、そういったところも勘案しながら間伐を実施していくというような流れになっていこうかと思っております。山の施業につきましては、非常に長いスパンで考えるものということで、5年、10年で結果が出るものでもございませぬ。今回の計画につきましても、一応5年で区切ってはございますが、これはもちろんこの5年たった時点でまた次の5年という形で綿々と続いていくというようなことございまして、そういった形で長期的な視点に立って森林の施業を行っていくというようなことございまして。

以上でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） では、先ほど説明はあったんですが、合成工場への原木供給について、先日12月5日の河北新報で、石巻の3者と森林組合が宮城県産杉でCLTという、私は知らなかったんですが、直交集成板と訳すのだそうですけれども、直交集成板を製造して住宅に活用したという例が載っていました。住宅のリフォーム材に有効活用ができるというそういうような道筋をつけたというニュースがありました。木材を多く使うCLT製造で間伐が進むことになると、山林が守られ林業の活性化につながるのではないかというふうな会長の発言があったんですが、そういった関連で加美郡近辺でのそういった動きというか、新たな動き、取り組みはないのかどうか、お伺いします。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（内海 悟君） 森林整備対策室長です。

まず、合板工場についてですが、大崎近辺、この周辺では合板を取り扱う業者さんはあるんですけれども、合板工場となりますとどうしても沿岸部に集中しております。そういったこともありまして、今回石巻のほうということで、私も新聞の記事を見ておりました。CLTにつきましては、6月の議会でたしか一條議員のほうからも質問があったかと思っております。その当時

はまだ初めて耳にするというようなものだったんですけれども、いろいろCLTにつきましてはメリットがございます。高い断熱性があったり、あるいは強度がとれると。さらに、軽いということで、建築の施工する際に非常にコストが低く済むというような、非常にメリットがあるという材料なんですけれども、ただ、まだその普及していないということで、非常に高価であると。あと、それを製造する会社等もまだこれからというようなことだったかと思えます。

ことしの3月に、当時の復興相、竹下復興相ですけれども、こちらが福島県のほうでこのCLTを使った住宅の視察に行っていました、その際、今後非常にこのCLTは有望であるということで普及に力を入れていくというようなこととお話ししておりました。そういったこともありまして、今回石巻のほうでこういったCLTの取り組みが始まるということで、こちらについてはなかなかこれに取り組んでいただく業者というのも限られてくるというふうには思うんですけれども、今後普及してくることによってコストが下がってくるということになりますと、そういったCLTの利用ですとか、そういったことでもそれに対する木材の利用ということも出てくるかと思えますので、今後の状況を注視していきたいというふうに今のところ考えております。

以上です。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） まだ試みの段階だというふうな新聞記事にもありましたので、まだまだ実用化には道が遠いのかと思いますが、希望のある取り組みというふうに私は思いました。

それから、ずっとこの町有林の場所を見ていて、昨年でしたでしょうか。荒沢自然館の周りに広葉林というか、雑木を植えればよかったなというお話も聞いたことがあるんですが、単純に私は山の荒廃を防ぐためには間伐などの手入れをするほかに、切ったら植えるということが原則じゃないかなと思うんですが、今、植樹は杉になっているのは杉に限定されているというところはどんなところにあるのか。杉以外に植樹しているというのは先ほどの緑化事業としてのささやかなものに過ぎないと思うんですが、それは今後も続くというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（下山孝雄君） 森林整備対策室長。

○森林整備対策室長（内海 悟君） 森林整備対策室長です。

町有林ですとか、あるいは先ほども申しました県行造林、国ですとか県ですとか公団、こういったところにつきましては、基本的に杉を植えているというような状況でございます。町有林に関しては、前回の議会のほうでも広葉樹にしたらというような意見がございまして、その

際は周りの状況を見ながらその辺は適切に考えていきたいというようなお話をしたかと思いません。

ちなみに、昨年1年間で加美町で官民間問わずですけれども、伐採された面積というものが64ヘクタールほどございます。これは伐採届の集計なんですけれども、これらについては大半が針葉樹、杉ということになっておりまして、今お話ししましたとおり公的なところが切ったところについては大体その後同じように杉を植樹ということになるんですが、なかなかその所有林、民間の方の所有の山ですと、その後にもた杉を植えましょうというのはなかなか今ならないんですね。というのは、木材価格が余り高くないと、非常に安いということもありまして、切って収入を得て、それを次の投資に回すというようなサイクルがなかなか難しいということで、伐採されたところについてはほとんどが天然更新という形で、恐らくそこは天然林になっていくんだろうなというようなふうに見ております。町については、今お話ししましたとおり、その周りの状況を見ながらというようなことで今考えているような状況でございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 里山、例えばちょっと離れるかもしれませんが、ことしは熊の出没が例年に比べて少なかったと思うんですね。それで、民間団体で熊の出没と山の実の、山の実とか、雑木の状況とかを比較して、山の実が豊富な年は熊の出没は少ないというふうな観察をしている人たちもいるわけなんですけど、みんな熊が出てきたら全部撃ち取ったりするだけでなく、出てこない工夫というのも大事じゃないかとその人はずっと言っていて、そのためにも里山が豊かであるように針葉樹だけでなくて広葉樹も植えたり、実のなるものが育つような里山づくりをしてほしいなというふうな、本の中の主張なんですけど、そういったことについて私も気にしているので、今のような質問をさせていただきました。

最後のほうに、先日、森林対策室で地域起こし協力隊のニューフェイスにお会いしました。そうしたら、彼はとてももう生き生きとしていて、今の仕事を楽んでいるんですね。すごく私はうれしくなりました。「家族はどんなふうにいるんですか」と言ったら、「家族は大喜びで、林業の振興にもなるし、自然が豊富な宮崎地区の山をめぐっていくのはとてもいいことだというふうに家族が全員応援してくれているんです」というふうにおっしゃっていました。本人はといいますと、「毎日が発見の日々です。とても豊かな自然が残っていると思います」というふうにおっしゃっていました。すごく私は彼がここに来てくれたことを喜びたいし、歓迎したいですし、それから本人が描いているのは、「絶対若い人たちに来てもらうために何かしたいと思っています」と言って、1つ自分がクロモジでつくったスプーンみたいなものを

見せてくれました。「このにおいをかいでください」と、「このスプーンを使うことによってクロモジのにおいがするんですよ。これでハーブティーみたいなものがないかと考えているんです」というふうに、夢がとても膨らんでいて、ああ、彼のこういった希望とか、思いを裏切らないような、何かこれからの施策をしていきたいなと、それを支えていけたらいいなと思いました。

林業がなかなかかなりわいになっていかないというところが悩みかと思いますが、そういった彼のその発言について、最後に町長、感想とかお願いします。

○議長（下山孝雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も1週間ほど前にちょっと彼と話す機会があったんですけども、今度ゆっくりいろんなことについて話そうねというふうなことを言ってきました。彼から早速彼の手づくりのツタを使ったリースが町長室に届きました。大変林業に喜びを感じている青年でありますし、また、自分がこの加美町のまちづくりにぜひ協力をしたいという意欲に満ちあふれた青年であります。また、この前のおもてなしで仙台方面からツアーを募って宮崎地区に来た際にも、彼も参加をし、彼がつくったフォークか何かですね、そういったものを使ったというようなことも聞いておりますけれども、ぜひ彼が持っている力を加美町の、あるいは宮崎地区の地域づくりに生かしていければなと思っておりますし、また、これをきっかけに林業を志す青年がふえることを期待しております。来年度ももう1名、林業に携わる青年を現在募集しておりますので、そういった林業の担い手が地域起こし協力隊を通して育ていけばいいなというふうにも思っております。大いに期待をしているところでございます。

○議長（下山孝雄君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 里山を豊かにしていくと同時に人も育っていくようなまちづくりでありたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（下山孝雄君） 以上をもちまして、8番伊藤由子さんの一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下山孝雄君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、あすは午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後4時31分 延会

---

上記会議の経過は、事務局長二瓶栄悦が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月9日

加美町議会議長 下山 孝 雄

署 名 議 員 伊 藤 由 子

署 名 議 員 木 村 哲 夫